

北	海	道
観	光	の
現	況	

北海道経済部観光局

平成23年12月

目 次

1	北海道観光の現状と課題	
	(1) 観光入込客数の推移	・・・ 1
	(2) 観光客の動態	・・・ 4
	(3) 観光産業の状況	・・・ 10
2	北海道の観光振興施策	
	(1) 震災影響の回復に向けた効果的な誘致活動の促進	・・・ 15
	(2) 地域の個性を生かした魅力ある観光地づくり	・・・ 16
	(3) 北海道観光の発展をめざした人材育成と受入環境づくり	・・・ 17

【参考資料】

- ・ 観光入込客数(延べ人数)の推移
- ・ 東日本大震災後の本道観光の状況(観光入込客数等)
- ・ 放射線モニタリング調査の実施
- ・ 主な観光資源(自然公園、ラムサール条約登録湿地、世界遺産等)
- ・ 観光圏の状況(観光圏整備法に基づく認定観光圏)
- ・ 外国人観光客の受入体制(ビジットジャパン案内所)
- ・ 航空路線網図
- ・ 航空路線別輸送実績
- ・ 平成23年度地域政策推進事業一覧(観光関連分)
- ・ 北海道観光のくにづくり条例
- ・ 北海道観光のくにづくり行動計画(概要)
- ・ 北海道観光審議会委員名簿

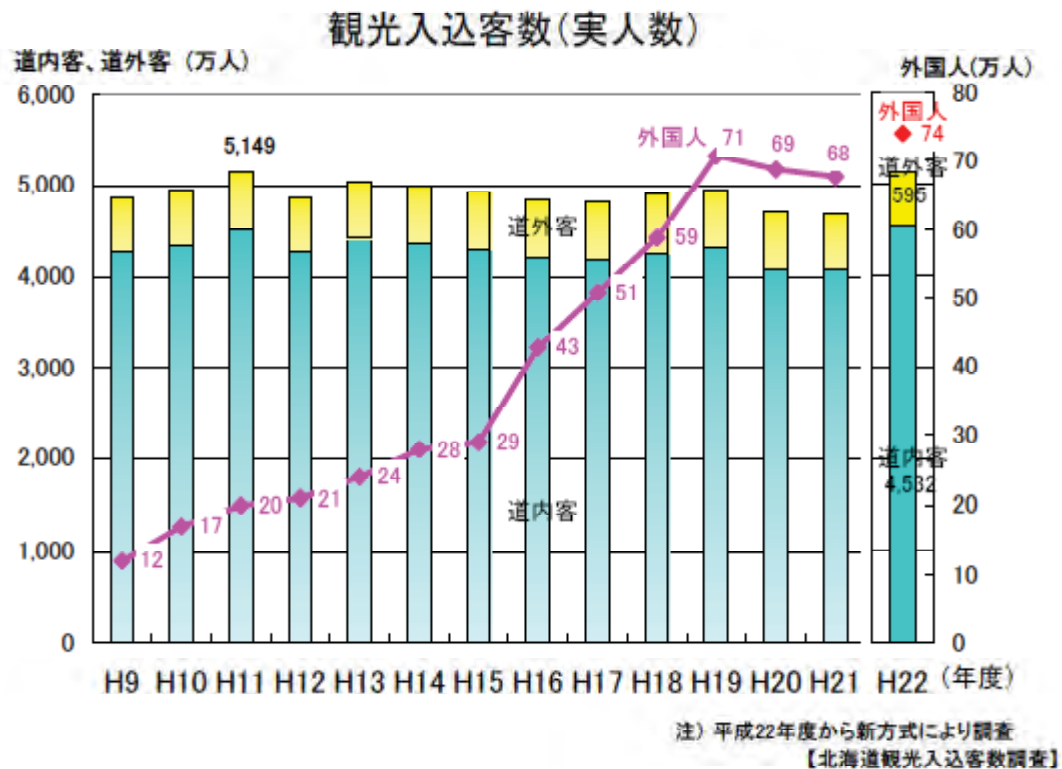
1 北海道観光の現状と課題

(1) 観光入込客数の推移

全体の入込客数は伸び悩み

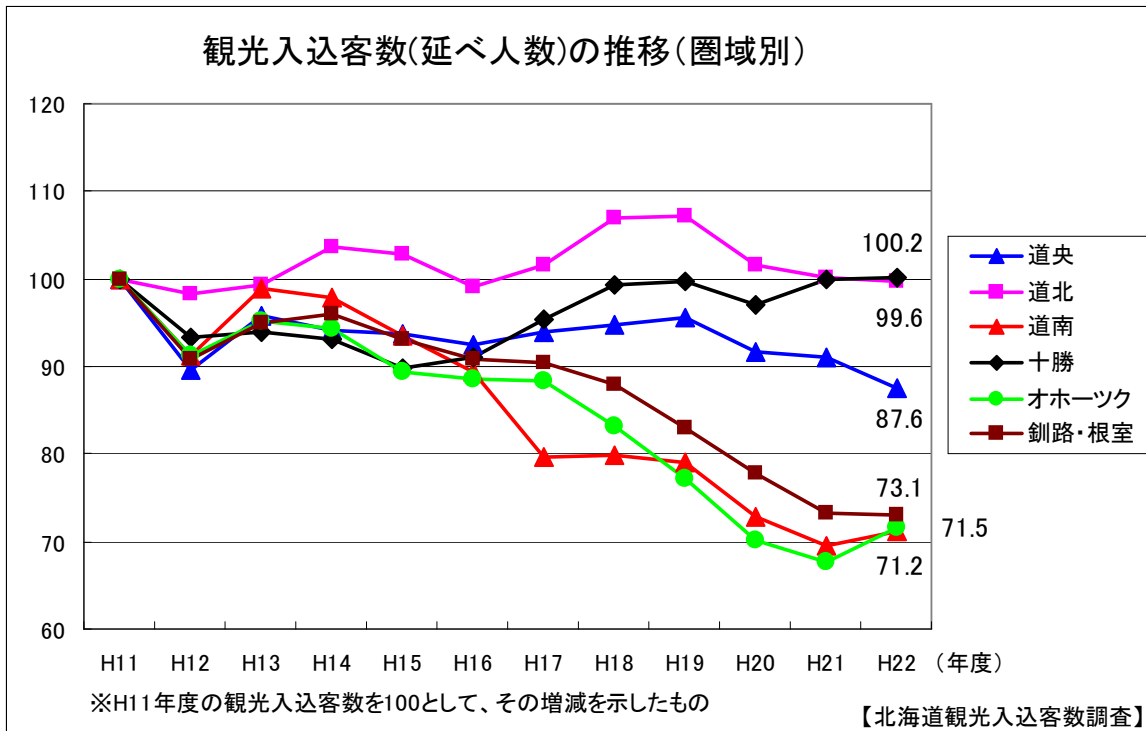
北海道の観光入込客数(実人数)は、平成11年度の5,149万人をピークに伸び悩んでおり、平成21年度は4,682万人、平成22年度は新調査方式により5,127万人となった。平成22年度は、APEC貿易担当大臣会合開催、東北新幹線新青森駅開業による本道(道南)への観光客の回遊などの増加要因があった一方で、口蹄疫の影響や、東日本大震災による国内外の観光需要の落ち込みなどもあり、前年度と比較(旧方式により算出)すると、99.1%と0.9%の減少となった。

国内観光客が低迷を続ける中、訪日外国人来道者数は増加傾向にあり、平成20、21年度は減少したが、平成22年度は74万人で、前年度と比較(新方式により算出)すると、13.0%増となった。



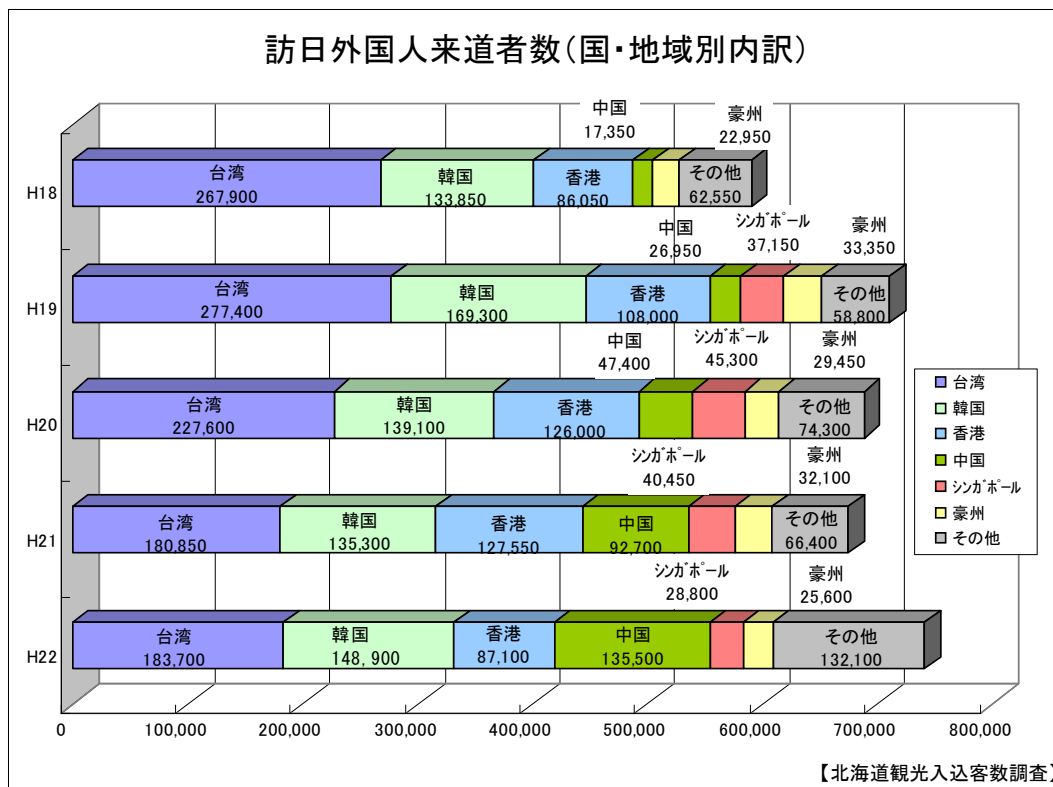
圏域別では道南・道東で減少

圏域別にみると、道南、道東で減少しており、平成11年度の入込客数を100とすると、道南(渡島・檜山)は71.2、オホーツクは71.5、釧路・根室は73.1まで減少している。十勝は100.2、道北(上川・留萌・宗谷)は99.6とほぼ同水準となっており、それぞれ高速道路のアクセスの向上、旭山動物園の効果が大いと考えられる。



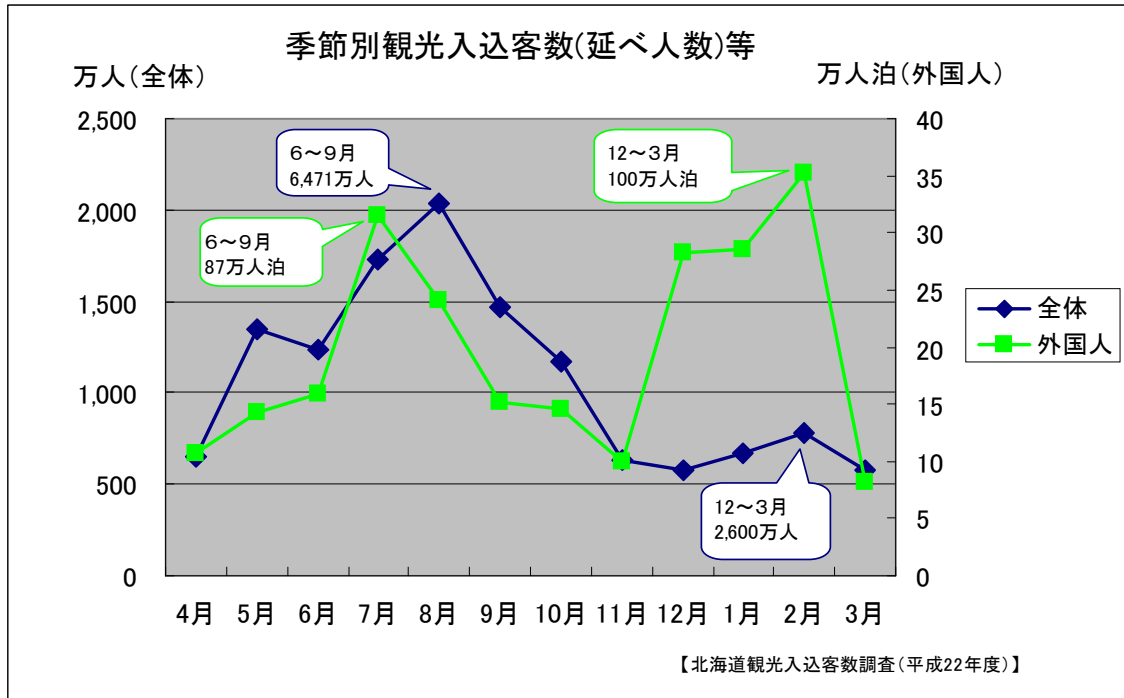
期待される中国市場

外国人観光客の内訳を国・地域別にみると、台湾が最も多く、次いで、韓国、中国、香港、シンガポールとなっている。特に中国は、道東を舞台とした中国映画の大ヒットなどにより北海道人気が高まっており、平成21年の富裕層への個人旅行ビザの解禁や、平成22年の訪日観光ビザ発給要件緩和などにより、大きく伸びている。



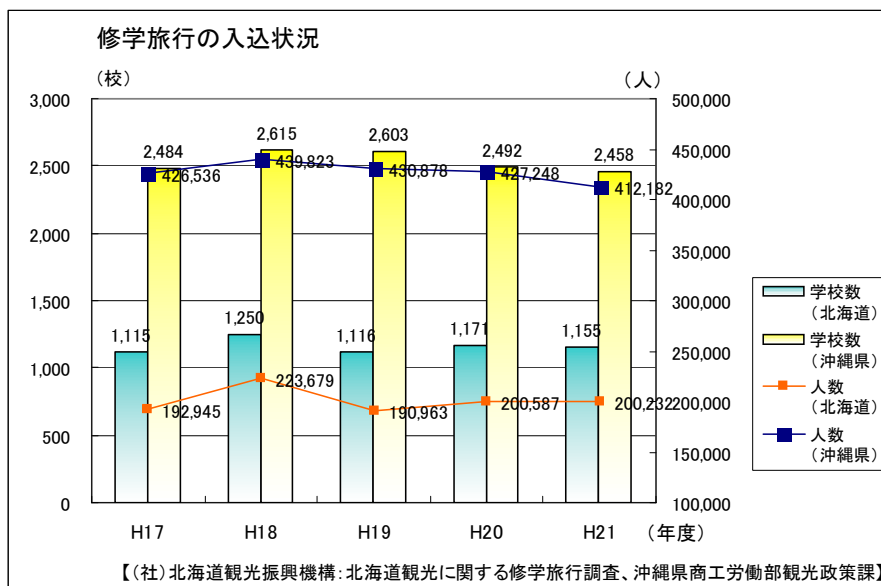
夏季に集中する観光客

延べ人数（1億2,879万人）を季節別にみると、年間入込客数の約半分が夏季（6～9月）に集中し、冬季（12～3月）の入込客数は20%程度にとどまっている。また、平成22年度の外国人は秋季に減少した後、回復したが、3月は東日本大震災により大きく減少した。



修学旅行の受入も減少

北海道への修学旅行は、平成21年度の実績で1,155校、200,232人となっており、人数ベースで前年度の200,587人に対しほぼ横ばいとなった。旅行業者へのヒアリングによると、北海道の修学旅行は平成11～12年頃までは全国トップクラスであったものの、平成14年以降は沖縄県へのシフトが進み、現在では沖縄県の半数近くにまで減少している。



高等学校における修学旅行先の推移

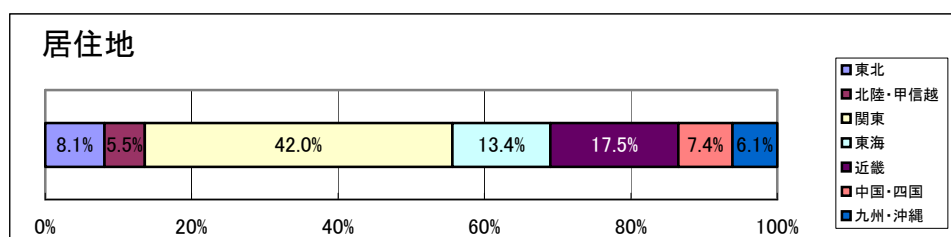
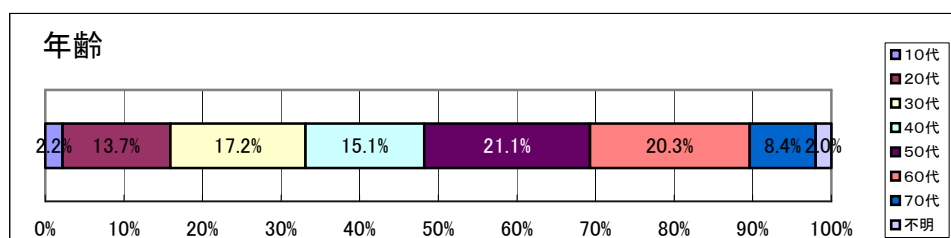
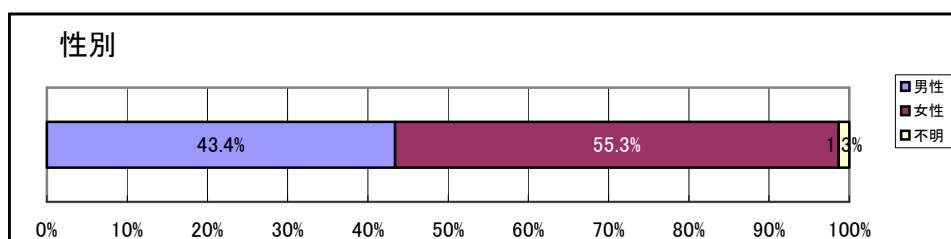
	1位	2位	3位	4位	5位
平成11年度	北海道	京都	沖縄	奈良	
平成13年度	大阪	京都	北海道	東京	
平成15年度	沖縄	北海道	京都	大阪	
平成16年度	沖縄	北海道	京都	東京	長野
平成17年度	沖縄	北海道	京都	大阪	長野
平成18年度	沖縄	北海道	京都	東京	大阪
平成19年度	沖縄	北海道	京都	東京	長野
平成20年度	沖縄	北海道	京都	東京	大阪

【(社)北海道観光振興機構:北海道観光に関する修学旅行調査】

(2) 観光客の動態

来道観光客の属性

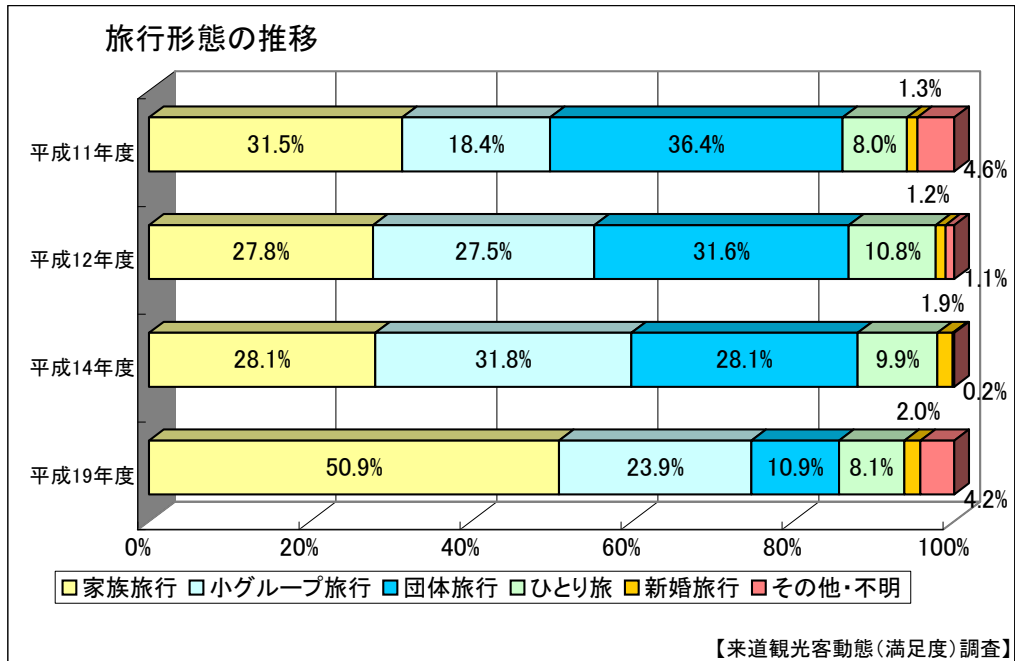
北海道を訪れる観光客の属性をみると、性別では、男性が43.4%、女性が55.3%で、女性の割合が10%以上大きくなっている。年齢別では、50代・60代が多く、居住地別では、関東が42%と群を抜いて多くなっている。



【平成19年度来道観光客動態（満足度）調査】

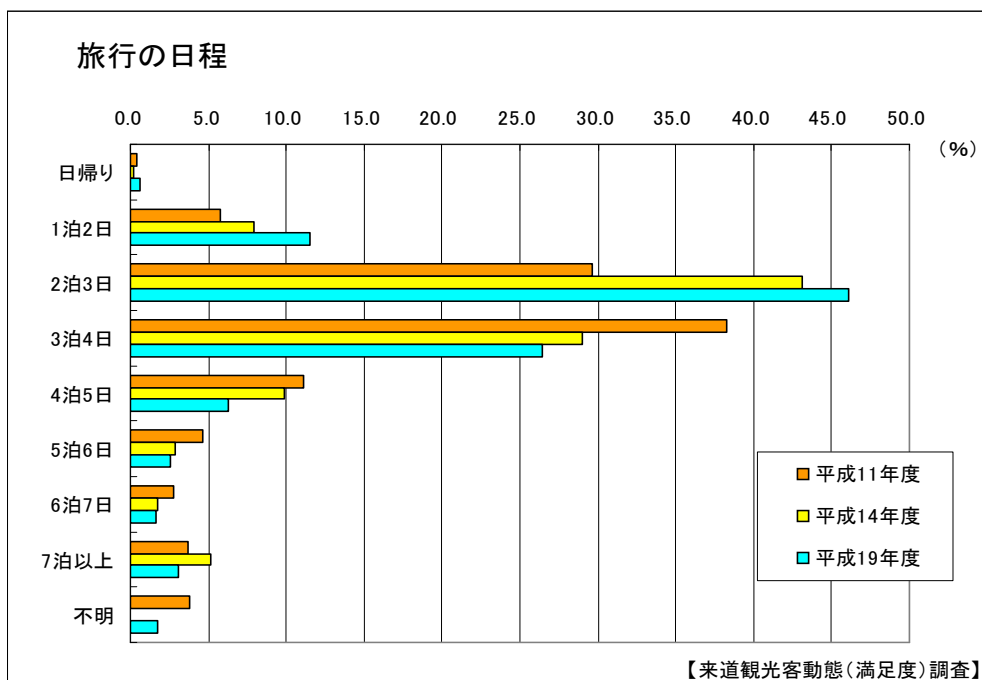
約半分が家族旅行

旅行形態をみると、家族旅行が50.9%、次いで9人以下の小グループ旅行が23.9%となっている。一方、10人以上の団体旅行は徐々に減少しており、平成11年度の36.4%から平成19年度には10.9%となっている。



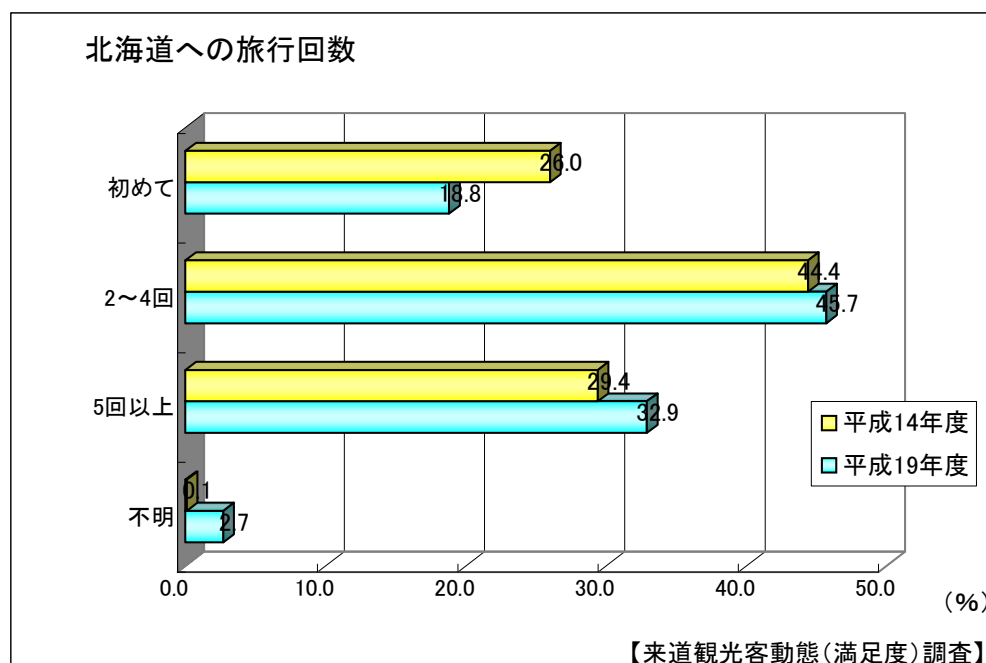
旅行日程は短縮化

来道観光客の旅行日程は短縮化の傾向にあり、3泊4日が平成11年度の38.3%から、平成19年度には26.4%、逆に2泊3日は29.6%から46.1%に増加している。



8割がリピーター

北海道を訪れる道外観光客のうち約80%は過去に来道経験があるリピーターで、5回以上の来道経験を持つ「北海道ファン」も30%を超えている。



多様化する旅行目的

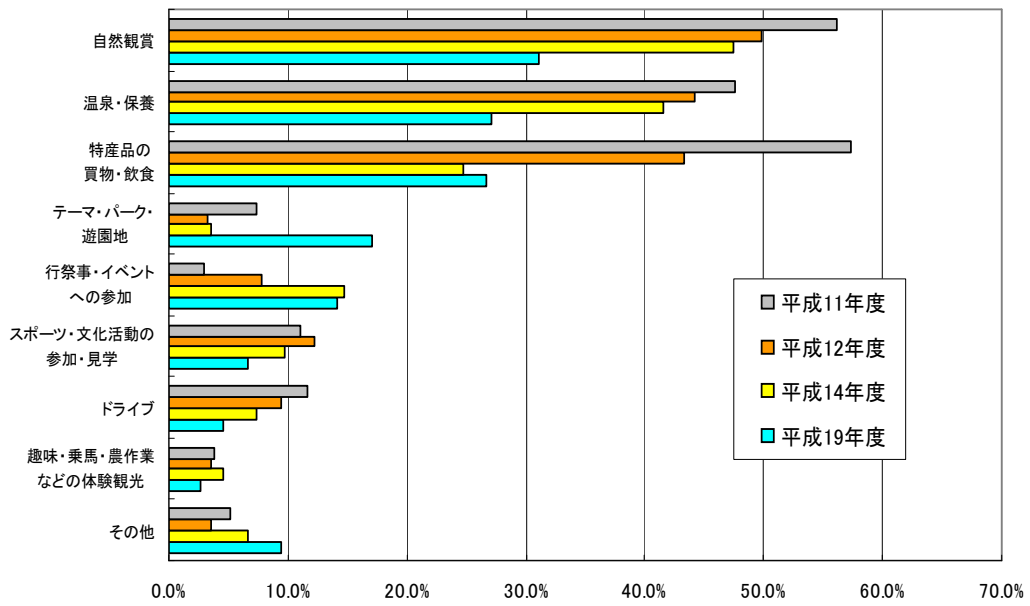
北海道を訪れた観光客の旅行目的をみると、北海道観光の3大要素であった「自然観賞」「温泉・保養」「買い物・飲食」は徐々に減少し、際だって高い割合を示す旅行目的はみられなくなってきている。

一方、(財)日本交通公社がまとめた「旅行者動向2010」によると、自然や景勝地を見て回る「自然観光」やおいしいものを食べる「グルメ旅行」は、行ってみたい旅行先として北海道が他を大きく引き離して一位となっており、「自然」や「食」は今後も北海道観光の大きな魅力となり続けると考えられる。

旅行タイプ別の行ってみたい旅行先			
○自然観光		○高原リゾート	
北海道	25.0%	長野	47.0%
沖縄県	7.9%	スイス	9.9%
鹿児島県	6.6%	北海道	8.7%
カナダ	5.7%	栃木県	6.3%
ハワイ	4.5%	静岡県	1.8%
○動物園・水族館		○グルメ	
北海道	47.7%	北海道	48.5%
沖縄県	19.4%	韓国	4.9%
神奈川県	4.9%	イタリア	4.3%
東京都	3.8%	京都府	3.5%
大阪府	3.0%	大阪府	3.5%
○自然現象鑑賞		○秘境ツアー	
アラスカ	12.5%	鹿児島県	12.5%
カナダ	12.0%	ベルギー	11.2%
フィンランド	8.5%	中国	8.5%
北海道	5.8%	北海道	5.5%
沖縄県	5.0%	中南米	4.6%
○温泉旅行		○おしゃべり旅行	
大分県	15.4%	ハワイ	11.7%
群馬県	10.6%	沖縄県	8.7%
静岡県	8.7%	北海道	8.7%
北海道	7.6%	東京都	4.9%
神奈川県	7.4%	静岡県	3.9%
○祭・イベント		○産業観光	
青森県	25.6%	東京都	12.3%
京都府	9.9%	中国	10.8%
北海道	6.6%	ドイツ	7.7%
東京都	6.3%	愛知県	7.7%
岐阜県	4.5%	北海道	6.2%

【(財)日本交通公社:旅行者動向2010】

旅行目的の推移



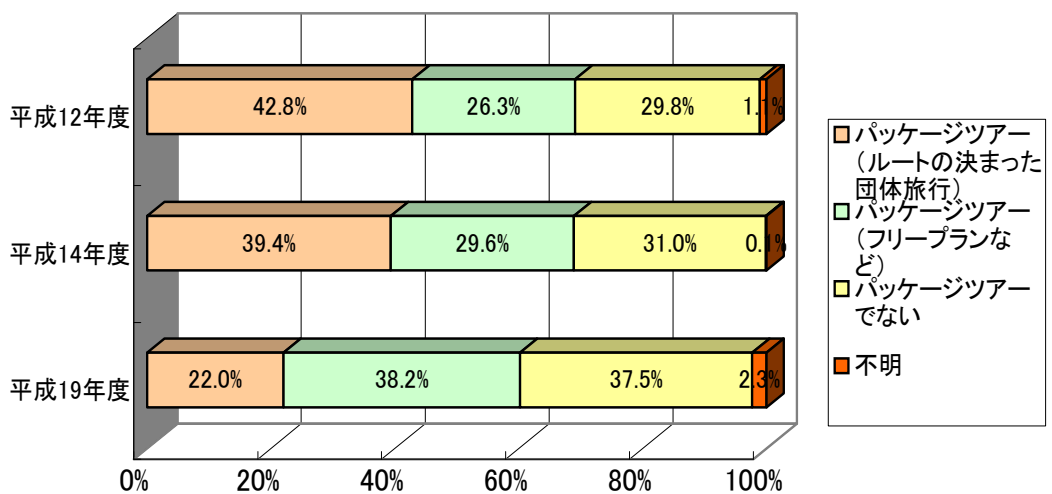
【来道観光客動態(満足度)調査】

パッケージツアーの利用者は減少

パッケージツアーの利用状況をみると、平成12年度には、来道観光客の42.8%がルートの決まったパッケージツアーを利用していたが、平成19年度にはフリープランを利用する観光客の割合の方が大きくなっている。

また、パッケージツアーを利用しない観光客も37.5%と増加している。

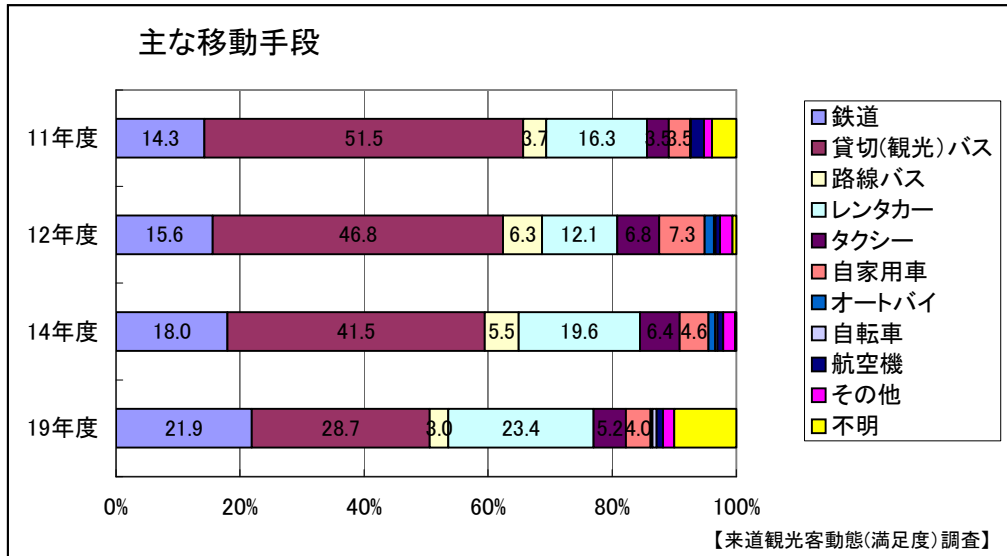
パッケージツアーの利用状況



【来道観光客動態(満足度)調査】

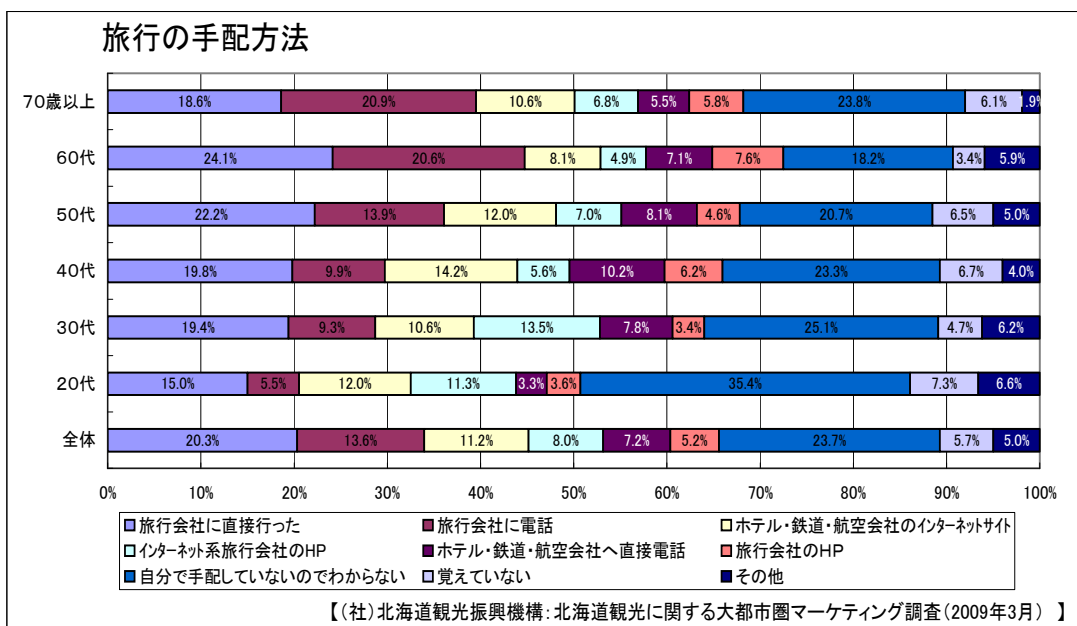
変化する移動手段

北海道内における主な移動手段としては、「貸切(観光)バス」が28.7%と最も大きくなっているが、その割合は減少しており、これに代わって、「レンタカー」「鉄道」の割合が増加している。



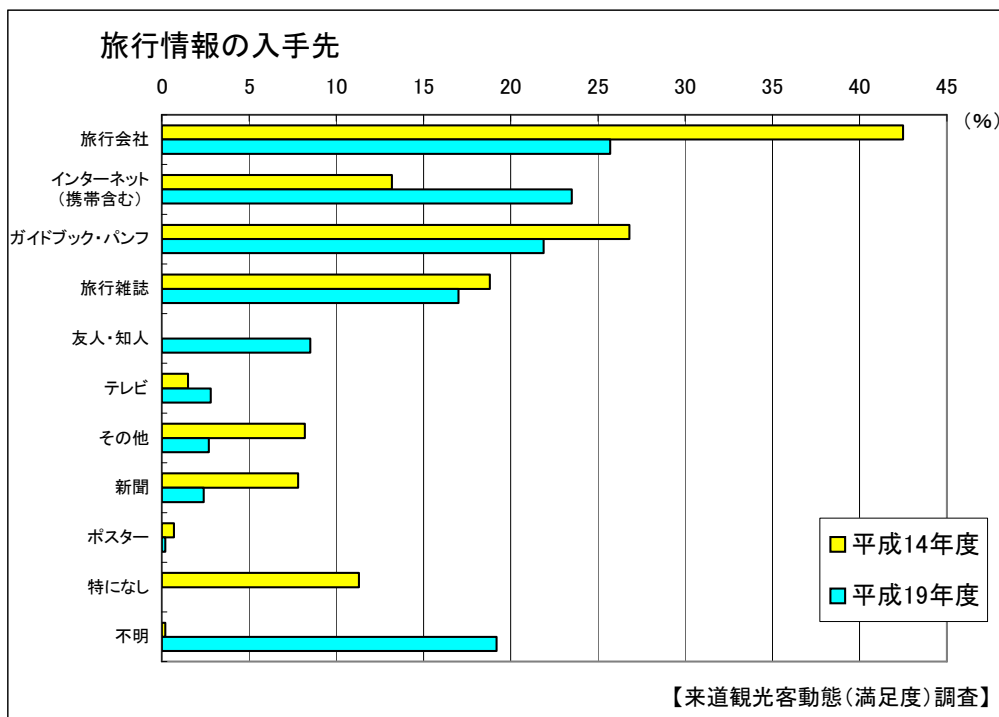
世代により異なる旅行の手配方法

北海道旅行の手配方法をみると、50代以上の世代では、「旅行会社に直接行った」「旅行会社に電話」が多くなっているが、20代・30代では、「ホテル・鉄道・航空会社のインターネットサイト」や「インターネット系旅行会社のホームページ」といったネット利用の割合も大きくなっている。



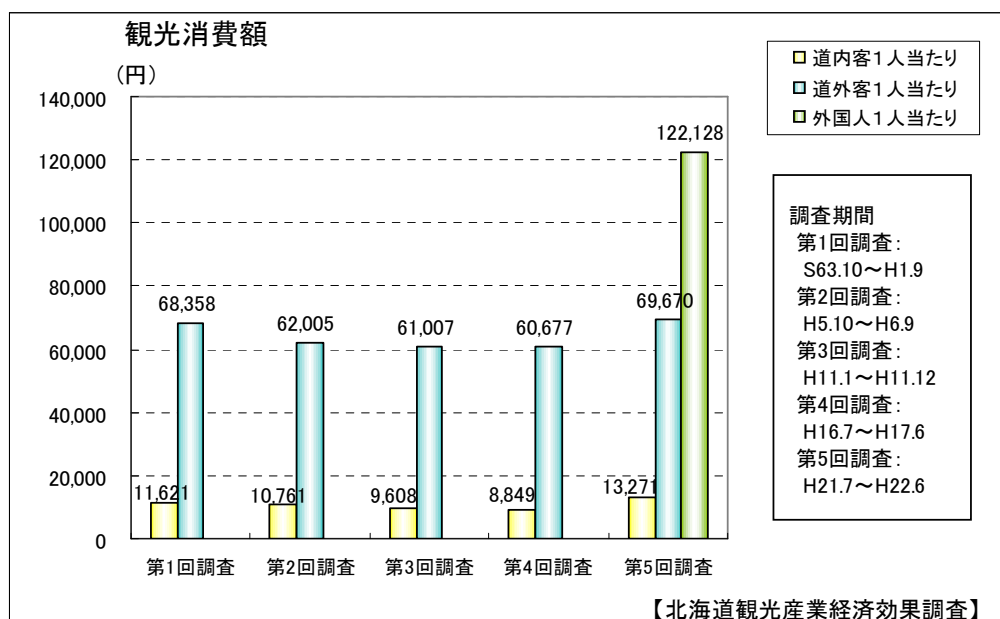
旅行情報の入手先はインターネットが急増

旅行情報の入手先をみると、「インターネット」が平成14年度の13.2%から平成19年度は23.5%と大幅に上昇し、逆に「旅行会社」が、42.5%から25.7%と減少している。



観光消費額単価

観光客が1回の観光行動で消費する金額をみると、道内客は13,271円、道外客は69,670円、訪日外国人来道者は122,128円となった。

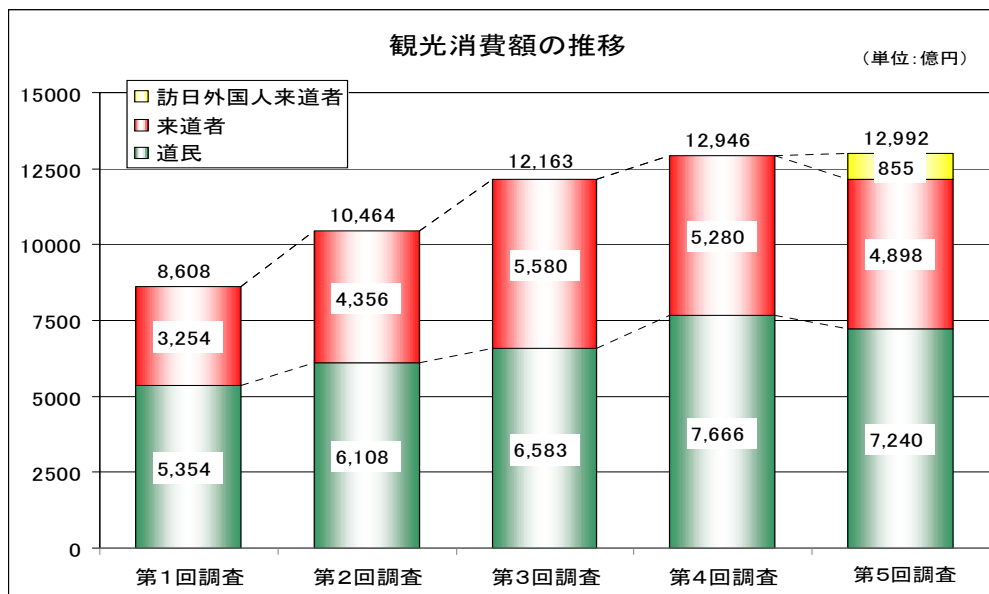


注) 第1回~第4回調査の道内客は、1世帯当たりの消費額
 第5回調査は、第4回までと推計手法を変更

(3) 観光産業の状況

観光消費額は横ばい傾向

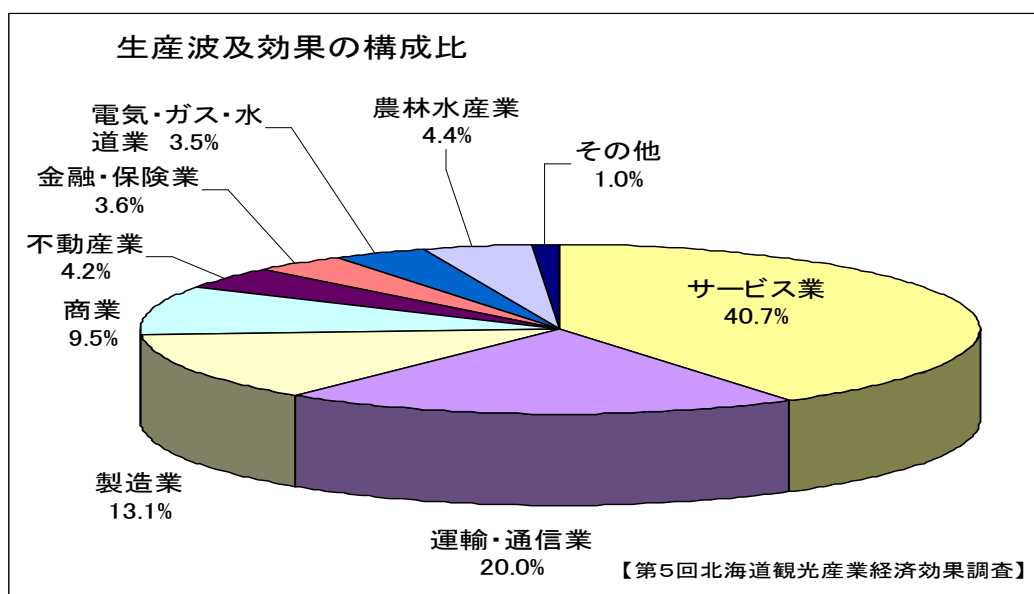
北海道の観光総消費額は1兆2,992億円で、第1回調査以来増加を続けていたものの第5回調査ではやや横ばいとなった。このうち道民による消費額は7,240億円、来道者による消費額は4,898億円、訪日外国人来道者による消費額は855億円となっている。



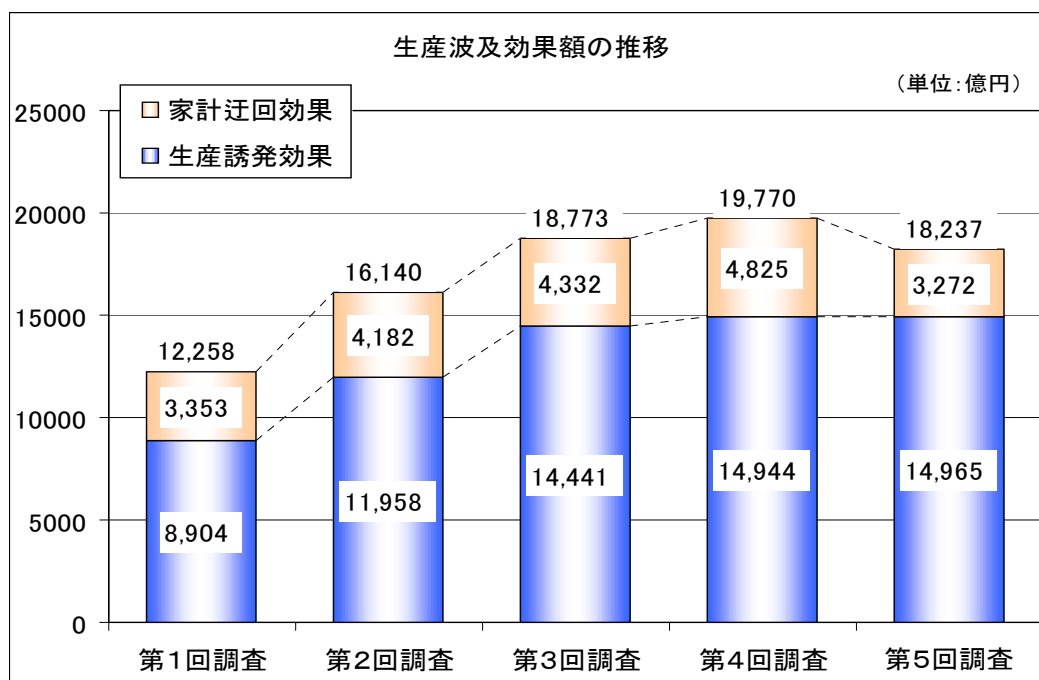
注) 第5回調査は、第4回までと推計手法を変更

生産波及効果は1兆8,237億円と推計され、このうち観光消費によって道内での原材料やサービスの生産に波及する生産誘発効果が1兆4,965億円、観光消費がもたらす雇用者の所得の増加が道内での新たな消費を生み出し、生産に波及する家計迂回効果が3,272億円と推計された。

観光消費がもたらす生産波及効果はサービス業、運輸・通信業、製造業をはじめとする様々な産業に波及している。



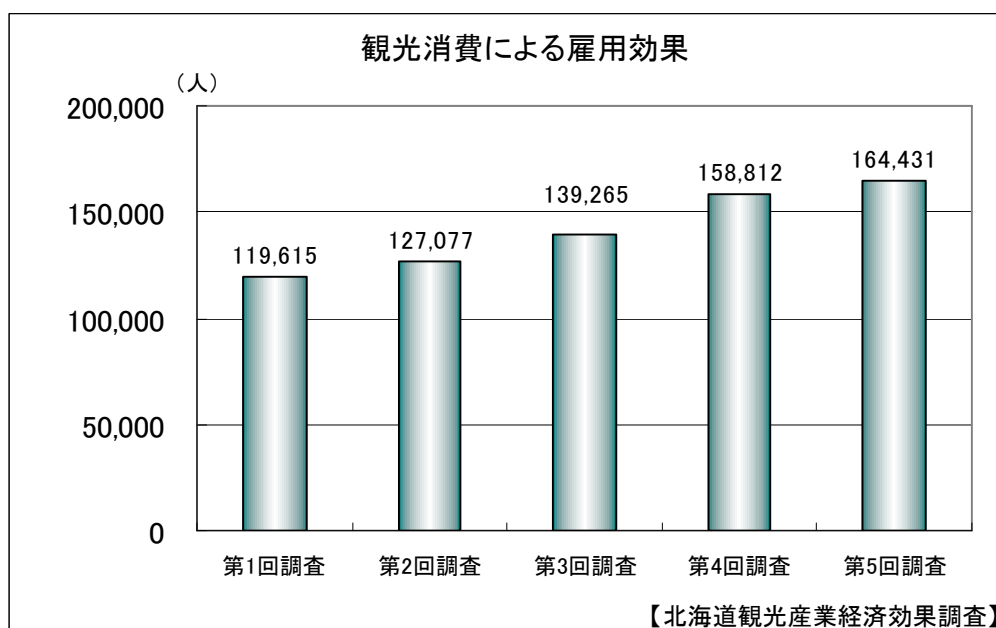
注) 第5回調査は、第4回までと推計手法を変更



注) 第5回調査は、第4回までと推計手法を変更

雇用効果は16万4千人

観光消費による1兆8,237億円の生産波及効果は、164,431人の雇用効果を生み出すことが推計された。これは平成17年国勢調査における道内就業者数260万6千人の6.3%に相当する。



注) 第5回調査は、第4回までと推計手法を変更

宿泊業

平成23年3月末現在、北海道で旅館業法の許可を受けているホテル、旅館、簡易宿所は4,959施設となっている。国の宿泊旅行統計調査によると、従業者10人以上の宿泊施設は650施設(H23.1現在)であることから、道内の宿泊施設の約9割が従業者9人以下の小規模な施設であるといえる。

平成17年度と比較すると、ホテルは施設数で11.2%、定員数で15.4%増加しているが、旅館はそれぞれ12.7%、10.7%減少している。全体では施設数で1.4%増、定員数で0.4%減少している。

宿泊施設数と定員数の推移

(単位：軒、人、人泊)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	H22/H17
ホ テ ル	施設数	609	628	653	660	668	677	111.2%
	定 員	104,750	108,206	113,413	116,432	119,114	120,916	115.4%
うち都市部	施設数	347	356	371	370	373	352	101.4%
	定 員	61,833	63,571	67,823	69,366	71,506	67,100	108.5%
旅 館	施設数	3,109	3,038	2,903	2,844	2,788	2,715	87.3%
	定 員	191,025	186,534	181,994	178,464	176,512	170,568	89.3%
うち都市部	施設数	759	725	650	629	606	495	65.2%
	定 員	52,218	51,139	48,385	47,523	46,559	37,810	72.4%
簡易宿所	施設数	1,173	1,231	1,335	1,411	1,496	1,567	133.6%
	定 員	29,359	29,616	31,078	31,981	31,845	32,319	110.1%
うち都市部	施設数	152	155	154	157	191	176	115.8%
	定 員	5,678	5,659	5,898	5,825	5,479	5,298	93.3%
合 計	施設数	4,891	4,897	4,891	4,915	4,952	4,959	101.4%
	定 員	325,134	324,356	326,485	326,877	327,471	323,803	99.6%
うち都市部	施設数	1,258	1,236	1,175	1,156	1,170	1,023	81.3%
	定 員	119,729	120,369	122,106	122,714	123,544	110,208	92.0%

※都市部：札幌市、小樽市、函館市、旭川市、網走市、帯広市、釧路市の7市

【北海道保健福祉部健康安全局】

旅行業

道内に主たる営業所のある旅行業の登録数は、平成23年3月末現在257となっており、登録区分にかかわらず、近年は横ばいで推移している。

道内に主たる営業所のある旅行業者

登録区分	登録行政庁	業務の範囲	H20年度	H21年度	H22年度
第1種	観光庁長官	・海外・国内の募集型企画旅行 ・海外・国内の受注型企画旅行 ・手配旅行 ・受託契約に基づく代理販売	23	24	23
第2種	北海道知事	・国内の募集型企画旅行 ・海外・国内の受注型企画旅行 ・手配旅行 ・受託契約に基づく代理販売	120	117	115
第3種	北海道知事	・国内(限定的)の募集型企画旅行 ・海外・国内の受注型企画旅行 ・手配旅行 ・受託契約に基づく代理販売	115	119	119
代理業	北海道知事	・受託契約に基づく代理販売	31	30	35
計			289	290	292

【国土交通省北海道運輸局・北海道経済部観光局】

旅客輸送業

平成21年度の旅客輸送人員をみると、道内においては、21億9,951万人で、前年度と比較すると3.6%の減少となっており、道内と道外を結ぶ機関においては、2,201万人で、6.5%の減少となっている。

また、航空機の輸送人員と提供座席数の推移をみると、東京方面に比較して関西方面の路線で減少しており、提供座席数の減少に伴い輸送人員も減少してきている。

機関別輸送人員の推移（道内）

（千人）

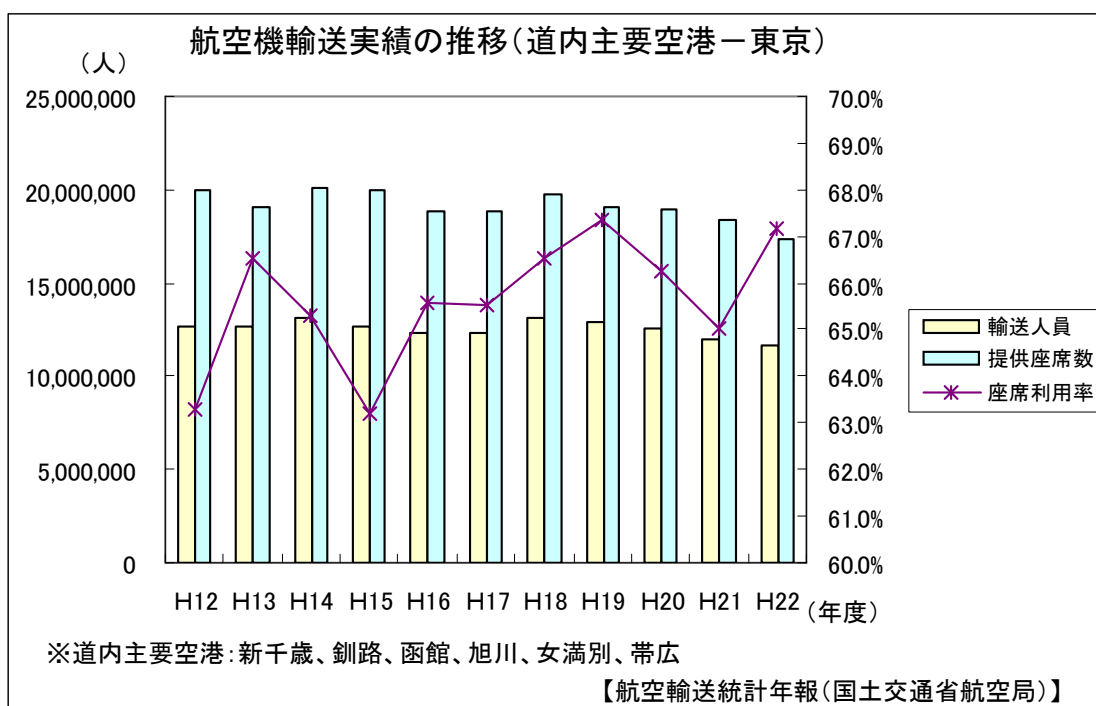
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	H21/H16
J R	122,109	123,518	124,719	125,797	126,303	124,747	102.2%
自動車	2,293,282	2,338,035	2,164,000	2,155,348	2,154,041	2,072,575	90.4%
船舶	2,159	2,016	1,996	1,891	1,704	1,570	72.7%
航空	815	829	804	700	645	613	75.2%
合計	2,418,365	2,464,398	2,291,519	2,283,736	2,282,693	2,199,505	91.0%

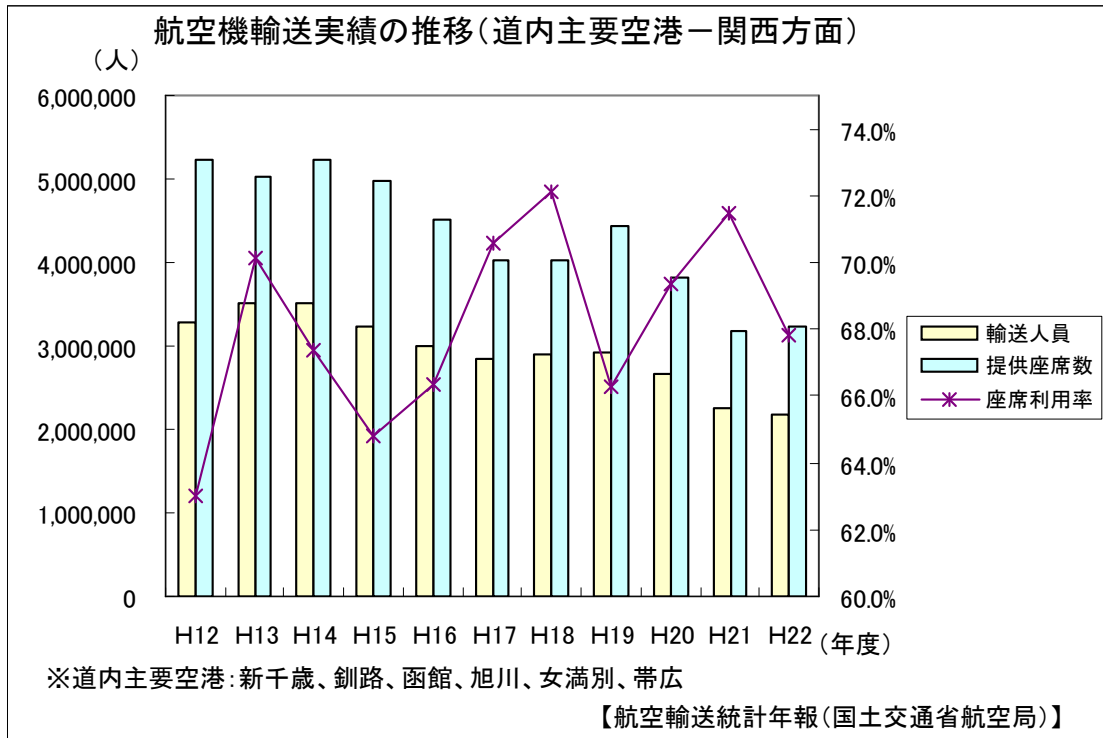
機関別輸送人員の推移（道内－道外）

（千人）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	H21/H16
J R	1,648	1,638	1,734	1,695	1,607	1,600	97.1%
船舶	2,084	2,024	1,967	1,997	1,950	1,732	83.1%
航空	21,187	21,016	21,738	21,083	19,974	18,679	88.2%
合計	24,919	24,678	25,439	24,775	23,531	22,011	88.3%

【数字でみる北海道の運輸（北海道運輸局）】





【貸切バスの状況】

来道観光客が道内を移動する際の主要な交通機関となっている、貸切バス(観光バス)の事業実績をみると、平成16年度と比較して、業者数は約16.5%増加しているが、車両台数は1.5%、走行キロは19.4%、輸送人員は8.6%減少している。

貸切バスの事業実績 (台・千和・千人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	H21/H16
業者数	231	244	257	261	268	269	116.5%
車両数	2,958	2,923	2,984	2,938	2,945	2,913	98.5%
走行キロ	131,972	129,487	129,383	129,417	118,649	106,374	80.6%
輸送人員	17,354	18,167	17,931	17,635	16,650	15,868	91.4%

【数字でみる北海道の運輸(北海道運輸局)】

2 北海道の観光振興施策（平成23年度 観光局の主な施策）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響による消費者マインドの低下や原発事故による風評被害など、厳しい状況が続く中、北海道観光の振興を図っていくためには、短期的な対策としては、震災の影響からの本格的な回復に向けて、エリアやターゲットを絞った効果的な誘致活動の展開を図るとともに、中長期的な対策としては、観光客の旅行目的や旅行形態の多様化に対応できるよう、地域の新たな観光資源の発掘・活用や様々な主体や地域の連携による魅力ある観光地づくりを進めることが必要であり、また、誰にも安心して快適な観光を楽しんでもらえる、また来たいと感じてもらえる観光地を目指して、ホスピタリティあふれる受入環境の整備やこれからの観光を支える人材の育成などに取り組んでいく必要があります。

こうしたことから、道では、(社)北海道観光振興機構と連携を図りながら、「震災影響の回復に向けた効果的な誘致活動の促進」「地域の個性を生かした魅力ある観光地づくり」「北海道観光の発展を目指した人材育成と受入環境づくり」を3本の柱に各施策を展開しています。

(1) 震災影響の回復に向けた効果的な誘致活動の促進

道内対策として、道内観光地での宿泊や回遊を促進する参加型キャンペーンの実施のほか、道内の各地域における観光振興に向けた様々な取組に対する支援などにより、道民の道内旅行を促進しています。

また、国内対策として、夏場の節電による影響等が懸念された首都圏等に向け、涼しい北海道を売り込む「COOL北海道」の取組のほか、震災前と変わらない北海道の魅力と長期滞在型旅行を広くPRするなど、首都圏等からの誘客を促進しています。

そして、海外対策として、東アジア地域(台湾・韓国・香港・中国・シンガポール)を対象に、北海道に対する震災被災イメージを払しょくするため、テレビCMや新聞広告など、メディアミックスによるPR・キャンペーン事業を行うほか、台湾へのタンチョウの寄贈や上海市に設置する新たな道の拠点の開設に合わせたプロモーションなど、本道観光の安全性や魅力を効果的にPRするとともに、インセンティブ旅行を戦略的に誘致するための取組や、ソウル市との友好交流提携一周年を契機とした一般消費者向け観光プロモーションなどにより、大きく減少した外国人観光客の回復を図っています。

事業名	内容	予算額 (千円)
【新規】 緊急観光対策特別事業費 (西日本対策宣伝誘致事業)	西日本地域の一般消費者向けに、観光プロモーションを実施 ○観光PRイベント開催 ○現地メディアへの情報発信	20,000
【新規】 北海道ツーリズム誘客促進 事業費	東日本大震災の影響で激減している道内をはじめ国内からの観光入込を回復させていくため、北海道の良質なイメージを広く道内外に打ち出し、北海道への誘客回復を図る。 ○情報発信PR事業 ○地域重視・地域支援事業	90,249
北海道観光誘客促進事業費	震災により観光入込減など影響を受けている道内観光地への支援として、道民による道内旅行需要を喚起するキャンペーンを実施 ○TV等を活用したPR ○スタンプラリー等	70,000
北海道クール・サマー誘客 促進事業費	震災の影響により電力不足が懸念される首都圏から夏期の北海道への長期避暑滞在を促進するキャンペーンを実施 ○首都圏の新聞等を活用した誘客宣伝	30,000
北海道観光ブランディング 事業費(観光プロモーション 事業)	JRデスティネーションキャンペーンの仕組みを活用した効果的なプロモーションを展開(本キャンペーンはH24に実施し、H23はプレキャンペーンを実施) ○全国宣伝販売促進会議 ほか	30,000
北海道観光誘致推進事業費	本道の観光振興を図るため、(社)北海道観光振興機構が実施する各種宣伝事業に対し支援する。 ○宣伝誘致事業 ○受入整備事業 ○地域振興事業	176,070
【新規】 緊急観光対策特別事業費 (台湾観光・物産プロモーション 事業)	学術交流の一環として実施されるタンチョウの寄贈にあわせ、道内観光関係者とともに台北市にて一般消費者向けの観光・物産プロモーションなどを実施し、来道に繋がる動機付けを行う。 ○ステージイベント開催 ○北海道観光・物産ブースの設置	10,000
【新規】 緊急観光対策特別事業費 (中国観光プロモーション 事業)	本年12月に予定されている北海道上海事務所(仮称)開設にあわせ、道内観光関係者とともに上海市にて一般消費者向けの観光・物産プロモーション等を実施し、来道に繋がる動機付けを行う。 ○街頭イベント開催 ○メディアを活用した広告宣伝	5,000
【新規】 緊急観光対策特別事業費 (東アジア等に対する映像 発信事業)	東アジアをはじめとする海外へ発信する映像の北海道ロケを支援し、本道の魅力を東アジア地域に発信する。 ○ロケ費用の一部負担 ○道側現地スタッフの配置	5,000
【新規】 北海道外客来訪促進事業費 (東アジア外国人観光客来 道プロモーション事業)	震災の影響により激減した外国人観光客の回復を図るため、東アジア地域を対象に、北海道に対する震災被災イメージを払拭するキャンペーン事業を行う。 ○対象地域：台湾・韓国・香港・中国・シンガポール ○テレビCMや新聞広告等、メディアミックスによるPR	106,855
【新規】 北海道外客来訪促進事業費 (インセンティブ旅行誘致 促進事業)	今後の有望ターゲットであるインセンティブ旅行を戦略的に誘致するため、視察旅行やセールス活動を実施する。	2,200
【新規】 北海道外客来訪促進事業費 (韓国ソウル観光プロモーション 事業)	北海道と韓国ソウル特別市の友好交流協定締結一周年を契機に、ソウル市特別区において、一般消費者向けのプロモーションイベントを開催する。	4,561
【新規】 インセンティブ旅行誘致PR ツール作成事業費	今後の有望ターゲットであるインセンティブ旅行を戦略的に誘致するため必要なPRツールを作成する。	9,680
コンベンション誘致促進事 業費	本道へのコンベンション誘致を行うため、国際ミーティングエキスポへの出展などを通じ、道外のコンベンション主催者に対して積極的なプロモーションを行う。	3,082

(2) 地域の個性を生かした魅力ある観光地づくり

北海道が優位性や可能性を持つ観光資源の発掘・磨き上げから旅行商品化による誘客までの取組を総合的に展開することにより、北海道観光のブランド力の向上を図るとともに、ロケーション撮影に適した道内の情報を国内外の映像製作者に広く提供し、将来的にロケ地観光につなげていく取組などを進めています

事業名	内容	予算額 (千円)
北海道観光ブランディング事業費(北海道観光ブランド開発促進事業)	北海道の優位性を生かした「食」、「環境」、「健康」などをテーマとした新たな観光商品造成に向けた地域の取組を支援 ○助成支援 ○専門家派遣等によるコーディネート	14,000
【新規】 グリーンライフ・ツーリズム実証モデル事業費	道内でグリーンライフ・ツーリズムに取り組もうとする地域において、暮らしや交流の観光活用するモデル事業を実施する。 ○受入地域支援 ○各モデル地域における情報のPR	14,441
【新規】 北海道ロケーション情報発信PR事業	北海道内のロケーション撮影適地に関する情報を、国内外の映像製作者に広く提供し、ロケ地情報を効果的に活用した観光客の誘致につなげていく。 ○動画コンテンツの作成 ○ホームページの作成	10,633
北海道ロケーション誘致推進事業	映画等のロケーション支援窓口を庁内に設置し、ロケ誘致に向けた取組を進める。 ○道内地域FCへの支援 ○映像制作者への支援	606

(3) 北海道観光の発展をめざした人材育成と受入環境づくり

急増する外国人観光客に対応するため、通訳ガイドの確保・育成に取り組むとともに、観光客の多様なニーズに応える魅力ある観光地づくりを担う地域の観光リーダーを養成する「北の観光リーダー養成セミナー」の実施など、北海道観光を支える多様な人材の育成を推進しています。

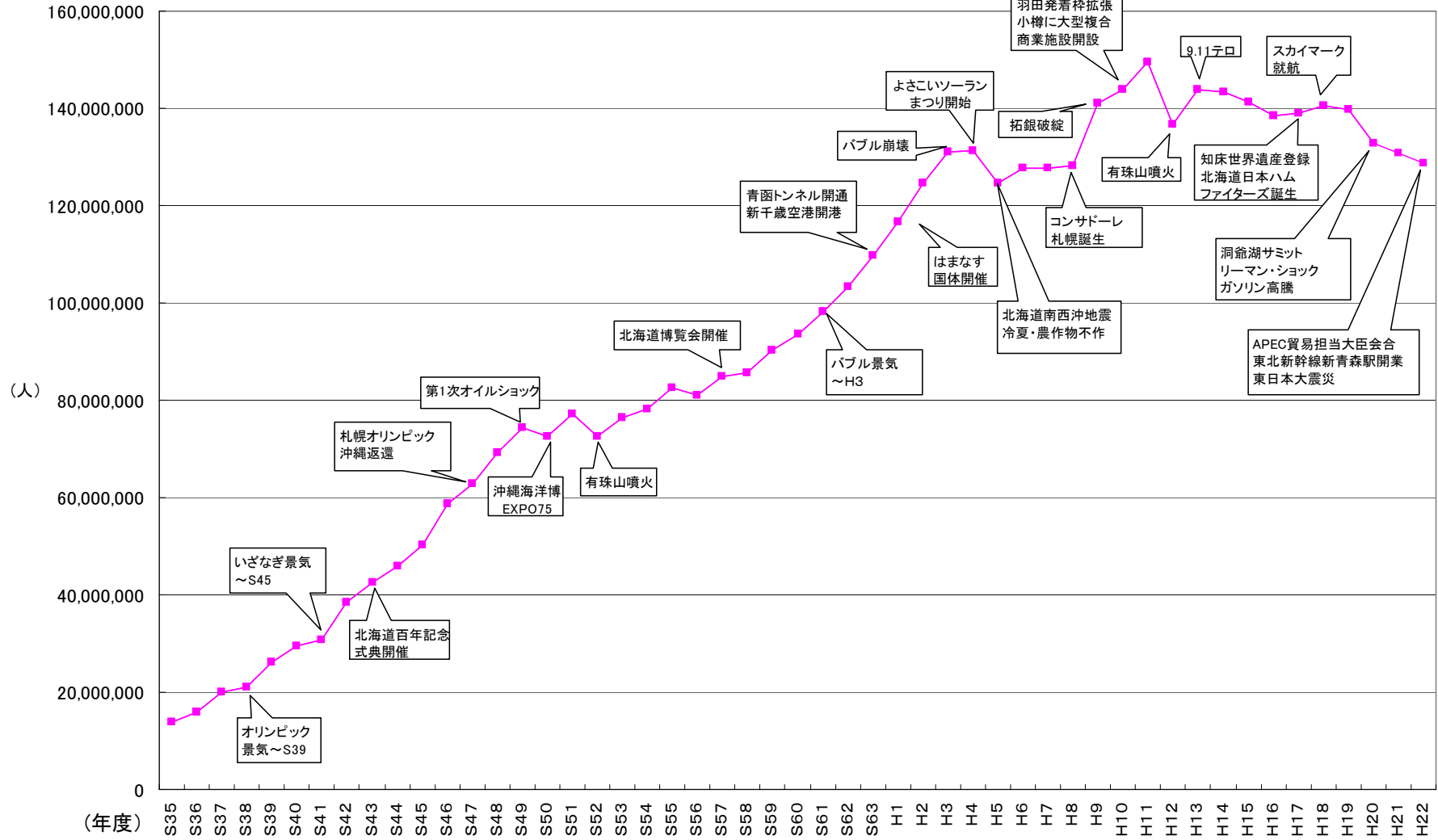
また、新たな北海道アウトドア資格制度に関連して、アウトドア資格の認定や登録などの制度運営を行うとともに、道内におけるアウトドア活動マニュアルともいえる「北海道アウトドアガイドテキスト」の全面改訂やアウトドア活動入門者向けに最低限のルール・マナー、リスクマネジメントを解説するなど、道内アウトドア活動の情報を網羅したパンフレットの作成など、誰もが安全に安心してアウトドア活動を楽しむことができる環境づくりを進めています。

さらに、観光をリーディング産業として発展させていくための基礎的データとするため、本道における観光入込客数を調査するとともに、条例に基づき策定した「北海道観光のくにつくり行動計画」等の次期計画策定に向けた、各種調査を実施しています。

事業名	内容	予算額 (千円)
【新規】 国際観光人材能力向上 モデル事業費	受入体制の要である観光関連事業に携わる人材の育成・能力向上を図るための知識やスキルを整理・検討し、効率的かつ実践的な人材育成体系を構築するためのモデル事業を実施する。 ○人材育成の体系・カリキュラムの検討・整理 ○現場リーダー向け研修・現場従業員向け研修の実施	29,617
【新規】 アウトドア活動振興環 境整備事業費	アウトドア活動の振興を図るため、新たな北海道アウトドア資格制度の運営を通じ、アウトドアガイド・事業者のほか、より多くの道民が参加し、アウトドア活動を支える基盤づくりを推進する。 ○個人資格等認定登録・管理 ○資格制度運営管理 ○商標登録・制度普及	817
【新規】 北海道アウトドアテキ スト作成事業費	アウトドアテキストの全面改訂やアウトドア活動ガイドブックの作成等により、アウトドアガイドの標準的レベルの担保とアウトドア活動を行う全ての方々への知識・技術及びリスクマネジメントの質の向上を図る。 ○アウトドアテキストの作成 ○講習会等の開催 ○アウトドア活動入門者向けパンフレットの作成	26,202
インバウンドビジネス 創造による新規雇用創 出事業費	外国人観光客の誘客又は受入体制整備につながる新しいビジネスモデルを公募し、その中から、モデル性が高く実効性が期待できる事業を採択し、その提案者にその事業の実行を委託する。	42,800
北海道観光ブランディ ング事業費(観光マネ ージャーステップアッ プ事業)	観光事業を生み出す地域の観光人材のネットワーク形成の促進と観光事業を牽引する人材の育成を図る。 ○地域観光人材ネットワーク形成セミナーの開催 ○北の観光リーダー養成セミナーの開催	3,000
国際観光ステップアッ プ事業費(通訳ガイド 育成事業)	外国人観光客の増加に伴うニーズの多様化・細分化等に適切かつ柔軟に対応するため、地域限定通訳案内士試験を実施し、地域における通訳ガイドの確保及び育成を行う。	2,262
国際観光振興費	外国人観光客の来道促進を図るため、国際観光テーマ地区内における外国人観光客の受入体制の整備を促進する。	758
中国人受入サポート ・地域観光支援事業	中国語に堪能な中国人観光客受入サポーターを道内各地域に配置するなどし、中国からの誘客促進及び来道客に対する直接的な情報提供業務を行うとともに、各々の地域の課題に応じた取組みを支援する。 ○観光パンフレット等の中国語翻訳 ○中国人観光客受入研修会等における講師 ○観光施設や宿泊施設等での中国語通訳	25,200
北海道さっぽろ「食と 観光」情報館運営費	北海道が高い競争力を持つ「食」と「観光」の分野において、その魅力をアピールする総合情報拠点として札幌市との連携により整備した「食と観光」情報館の運営経費を負担する。	36,973
観光統計調査事業費	本道における観光入込客数を調査するとともに、観光客や宿泊施設の経営の動向等を調査し、観光振興施策推進の基礎資料とする。	4,226
観光客動態・満足度調 査	条例に基づき策定した「北海道観光のくにつくり行動計画」等の計画期間が平成24年度で終了することから、次期計画策定に向け各種調査を実施する。	12,233

参 考 资 料

観光入込客数(延べ人数)の推移



【北海道観光入込客数調査】

●東日本大震災後の本道観光の状況（観光入込客数等）

○平成23年3～10月統計指標 (対前年同月比)

	観光入込客数	宿泊者実績	外国人入国者数	来道者輸送実績
平成23年3月	69.8%	76.5%	60.2%	72.4%
4月	77.3%	74.1%	22.2%	74.7%
(参考:GW)	(83.8%)	(100.5%)	—	—
5月	78.2%	79.8%	37.3%	80.5%
6月	82.6%	86.9%	63.0%	83.8%
7月	86.4%	86.7%	66.8%	93.7%
8月	94.3%	98.0%	82.9%	98.0%
9月	87.7%※	98.6%	75.4%※	98.1%
10月	95.1%※	99.2%	99.1%※	100.5%

※印は平成23年11月24日時点での速報値です。

●放射線モニタリング調査の実施

<空間放射線>

○全道13箇所（各振興局：回/毎日） 泊原発周辺（22箇所：連続）

○外国人観光客が多く訪れる観光地を中心に、放射線モニタリング調査を、道内16カ所において毎月1回実施（測定結果は全て平常値であることを確認）

圏域	(総合)振興局	市町村	測定箇所(観光地)
道央	石狩	札幌市	道庁赤れんが前
		千歳市	道の駅サーモンパーク千歳
	後志	小樽市	小樽運河浅草橋街園
		倶知安町	ニセコグランヒラフスキー場
胆振	登別市	登別温泉	
	洞爺湖町	洞爺湖温泉	
日高	えりも町	襟裳岬	
	新ひだか町	新ひだか町観光情報センター	
道南	渡島	函館市	五稜郭公園
道北	上川	旭川市	旭山動物園
	宗谷	稚内市	宗谷岬
オホーツク	オホーツク	網走市	オホーツク流氷館
		斜里町	JR知床斜里駅前
十勝	十勝	音更町	十勝川温泉
釧路・根室	釧路	釧路市	釧路市湿原展望台
	根室	根室市	納沙布岬

●主な観光資源（自然公園）

区分	公園名	概要
国立公園	阿寒国立公園	昭和9年指定。屈斜路湖・阿寒湖・摩周湖などの雄大なカルデラ湖を中心に、雄阿寒岳・雌阿寒岳などがそびえ、森と湖と火山のおりなす北方的な原始景観を誇る。世界一といわれるほどの透明度を誇る摩周湖は神秘的な湖といわれ、また、阿寒湖のマリモは国内唯一の生育地として特別天然記念物に指定されている。
	大雪山国立公園	昭和9年指定。北海道の最高峰旭岳を主峰とする大雪山連峰及び十勝岳連峰・石狩山群などを含む北海道の屋根ともいわれる山岳公園で、わが国最大の面積を誇る。柱状節理の断崖がそそり立つ層雲峡や天然湖である然別湖などすぐれた景勝地が多く、温泉も各地に点在している。
	支笏洞爺国立公園	昭和24年指定。支笏湖、洞爺湖の二大カルデラ湖をはじめ、現在も活動中である有珠山、樽前山、特徴ある山容で蝦夷富士と呼ばれる羊蹄山、登別地獄谷をはじめ各所で湧出する温泉など、火山によって生じている様々な地形や現象に身近にふれることができる。都市に近く道内で最も利用者が多い。
	知床国立公園	昭和39年指定。オホーツク海に向かって細長く伸びる知床半島は、日本に残された最後の原生地域ともいわれ、険しい連峰と奥深い原生林、海蝕崖による豪壮な海岸風景などの景観を誇る。原始的で多様な生態系が一地域にまとまっており、豊かな生物相が特徴。平成17年に世界自然遺産に登録された。
	利尻礼文サロベツ国立公園	昭和49年指定。日本最北に位置する自然公園で、利尻富士と呼ばれる美しい利尻山を要する利尻島、高山植物の宝庫の礼文島、砂丘列の発達した抜海・稚咲内海岸、特徴的な湿原植物が見られるサロベツ原野など変化に富む景観を誇る。
	釧路湿原国立公園	昭和62年指定。市街地に接して広がる湿原を主体とした世界でもまれな公園。その大部分はヨシ草原とハンノキ林からなる低層湿原で、蛇行する原始河川とあいまって広大な水平的景観を呈している。特別天然記念物のタンチョウなど貴重な動植物の生息地でもある。
	国定公園	網走国定公園
大沼国定公園		昭和33年指定。北海道の玄関、函館市の北方に位置し、駒ヶ岳を中心にして大沼などの湖沼を含み、北海道にはめずらしい繊細な箱庭の風景を特色としている。大沼は、駒ヶ岳を背景として大小百数十の小島を浮かべ、「湖の松島」ともいわれる。
ニセコ積丹小樽海岸国定公園		昭和38年指定。1,000m級の山々がそびえるニセコ連峰と雷電海岸、積丹半島から小樽に至る海岸を含む海陸にわたる公園。ニセコアンブリ、チセヌプリ、目国内岳などのすぐれた山岳景観と神威岬や積丹海岸などの海蝕崖の連続する豪壮な海岸景観を特色としている。
日高山脈襟裳国定公園		昭和56年指定。北海道中央南部を南北約150kmにわたって走る峻険かつ自然性の高い日高山脈を中心に、その山系が南に伸びて太平洋に没する襟裳岬の海岸景観などからなるわが国最大の国定公園。アポイ岳は特異な地質による固有植物が多く、標高が低いにもかかわらず高山植物の宝庫と言われている。
暑寒別天売焼尻国定公園		平成2年指定。暑寒別岳を主峰とする山岳・渓谷・山地型湿原と雄々岬・濃屋の海蝕海岸の地域及び日本海に浮かぶ天売・焼尻両島の地域からなる自然性の高い変化に富んだ公園。天売島はウミガラスなど我が国固有の海鳥繁殖地であり、焼尻島はイチイをはじめとする自然林が特異な景観を呈している。
道立自然公園		厚岸道立自然公園
	富良野芦別道立自然公園	昭和30年指定。北海道中央部の夕張山系を中心に、周辺に点在する桂沢湖・シューパロ湖・野花南湖などの湖沼を主な区域とし、秀麗な山岳と森閑とした湖沼を特徴とする北国らしい景観を誇る。
	檜山道立自然公園	昭和35年指定。渡島半島西海岸沿いに点在する地域と奥尻島全域からなる公園で、日本海の強風と波浪などによって形成された海蝕崖と海岸段丘が連続し、勇壮な岩石海岸地形となっている。
	恵山道立自然公園	昭和36年指定。渡島半島の東南海岸部に位置し、雄大な鐘状火山である恵山と亀田半島の最高峰である横津岳を中心に高山植物群落、太平洋と津軽海峡の波浪を受けて形成された海蝕崖や奇岩など、変化に富んだ景観を觀賞できる。
	野付風蓮道立自然公園	昭和37年指定。雄大な根釧台地の水平景観を背景とし、野付半島・風蓮湖を中心に海跡湖・砂丘やそれを取りまく森林・湿原などからなる道東らしい風景を特徴とする。海岸湿原・湖沼群には湿生植物・野鳥が多数生育・生息している。
	松前矢越道立自然公園	昭和45年指定。渡島半島西南部の海岸地域と渡島大島・小島の二つの離島からなる公園で、切り立った海蝕崖と岩礁・奇岩・海蝕洞などからなる荒々しい海岸風景は、崖上に生育する植物に彩られ、すぐれた景観を誇っている。
	北オホーツク道立自然公園	昭和43年指定。北海道北部のオホーツク海に沿った公園で、クッチャロ湖・モケウニ沼などの天然湖沼が点在し、その周辺の湿原や海岸砂丘に広がるベニヤ原生花園など、広々とした北方的景観を特徴としている。
	道立自然公園野幌森林公園	昭和43年指定。大都市近郊としてはまれな大面積の平地林からなる公園で、比較的良好に残された天然林や草地・小川・池など多様な環境がそろっているため、様々な動植物など四季折々の変化に富んでいる。
	狩場茂津多道立自然公園	昭和47年指定。道南の最高峰・狩場山を中心とする山岳地域と日本海沿岸の海蝕海岸からなる公園で、山間部には滝・溪流・瀨などが点在し、山麓部に広がる原野と周辺の森林が調和した神秘的で美しい景観をつくりあげている。
	朱鞠内道立自然公園	昭和49年指定。道北内陸部に位置する日本最大の人造湖・朱鞠内湖を中心とした公園で、日本最寒の地としても知られ、森林に囲まれた湖は、複雑な入江と大小の島々を有し、湖面に点在する立ち枯れた枯木などが幽玄な雰囲気漂わせ、天然の湖をしのぐほどの原始的で神秘的な景観を特徴としている。
	天塩岳道立自然公園	昭和53年指定。標高1,558mの天塩岳を中心とし、渚滑岳・ウエンシリ岳の山頂から山腹にかけて広がる区域一帯は人為的な影響が少なく、山稜地帯の高山植物群落や狭隘な渓谷などは、特に原始性に富んだ地域となっている。
	斜里岳道立自然公園	昭和55年指定。円錐状の美しい火山である斜里岳の山頂から山腹にかけての一角を区域とする公園で、地域を代表するすぐれた山岳景観を有し、豊富な高山植物群落の分布しているなど原始性豊かな自然を誇っている。

【北海道環境生活部自然環境課】

●主な観光資源（ラムサール条約登録湿地）

名称	所在地	概要
釧路湿原	釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村	昭和55年登録。北海道の東部に位置。湿原の80%はヨシ・スゲ群落とハンノキ林が特徴の低層湿原である。ミズゴケが生育する高層湿原もわずかではあるが分布。カモ類、ハクチョウ類の越冬地、渡りの中継地であり、タンチョウの主な繁殖地でもある。さらにシマフクロウ、オジロワシ、オオワシ等の大型鳥類も生息。
クッチャロ湖	浜頓別町	平成元年登録。北海道の北部に位置。周囲27km、海岸砂丘地で海と隔てられたオホーツク海岸線最大の海跡湖。寒地性の水生植物マリモが分布。冬期、シベリアから南下するハクチョウ類、ガンカモ類の最初の中継地。特に、日本で越冬するほとんどのコハクチョウ（約1万羽）がこの湖を經由。
ウトナイ湖	苫小牧市	平成3年登録。北海道の南西部に位置。周囲17kmの淡水・海跡湖である。湖岸水辺にヨシ、スゲ、マコモ、フトイ等の挺水植物群が分布し、湖岸を落葉広葉樹が占める。渡りの我が国为数の中継地で、ハクチョウ類、ガンカモ類が数千羽飛来し、確認されている鳥類は250種以上である。
霧多布湿原	浜中町	平成5年登録。北海道の東部に位置。ミズゴケ泥炭地を基盤とする高層湿原と満潮時に海水が流入する2つの汽水湖から構成される。オオハクチョウ、ヒシクイ等ガンカモ類、ハクチョウ類が多数渡来する。また、タンチョウの繁殖地も分布する。
厚岸湖・別寒辺牛湿原	厚岸町	平成5年登録。北海道の東部に位置。汽水湖である厚岸湖とそれに流入する別寒辺牛川周辺のヨシ・スゲを中心とする低層湿原であり、中央部は部分的に高層湿原。海岸沿いには塩性湿地が発達。タンチョウの繁殖地も分布し、厚岸湖は冬でも全面凍結しないため、オオハクチョウの国内最大級の越冬地である。
宮島沼	美唄市	平成14年登録。北海道の中央部よりやや西方に位置。石狩川の河跡湖沼群の一部。シベリア等北半球の繁殖地を往復するガンカモ類、ハクチョウ類の中継地として国際的に重要。日本で越冬するマガンのほとんどが宮島沼を中継地として利用。
雨竜沼湿原	雨竜町	平成17年登録。北海道の中西部に位置。山地型高層湿原としては我が国でも有数の面積規模を誇る。湿原の中央にはペンケベタン川が多数の池塘群と浮島を縫うように蛇行して流れている。水生、湿原性及び高山性の植物群が混交するなど自然性の高い優れた景観を呈している。
サロベツ原野	豊富町、幌延町	平成17年登録。北海道の北部に位置。泥炭地上に成立した高層湿原、中間湿原、低層湿原及び沼で構成。低地の平野部でよく発達した高層湿原が特徴。ペンケ沼及びペンケ沼周辺は水鳥の繁殖地、特に春秋にはヒシクイやコハクチョウなどガンカモ類の重要な渡りの中継地である。
濤沸湖	網走市、小清水町	平成17年登録。北海道の東部に位置。砂嘴の発達によって形成された海跡湖であり、汽水湖である。また藻場や塩性湿地も発達している。また、ガンカモ類、シギ・チドリ類等の有数の渡り鳥の渡来地である。オジロワシ、オオワシの越冬が確認されているほか、タンチョウの繁殖も確認。
阿寒湖	釧路市	平成17年登録。北海道の東部の内陸部に位置。火山活動によって形成された広大なカルデラ湖。マリモなど希少な藻類の生育地であり、アジアにおける天然分布の南限となるヒメマスやイトウなどの魚類やカワシンジュガイなど二枚貝類の重要な生息地である。
風蓮湖・春国岱	根室市、別海町	平成17年登録。北海道の東部に位置。風蓮湖は根室湾につながる汽水湖で干潟とアマモ場が発達。春国岱は、風蓮湖と根室湾の間に形成された砂州であり、アカエゾマツ林やハマナスの大群落が発達。これらの森林、草地、塩性湿地、干潟等は鳥類の良好な生息環境となっており、渡り鳥の渡来及び中継地として重要である。
野付半島・野付湾	別海町、標津町	平成17年登録。北海道の東部に位置。野付半島は根室海峡に突き出た釣ばり状の砂嘴であり、その延長は日本最大で28km。野付湾は、野付半島と北海道本土との間に形成されている。湾内の平均水深は4mであり、広大な干潟及びアマモ場が形成されている。当該区域は渡り鳥の大規模な渡来地となっているほか、タンチョウの繁殖地となっている。

【北海道環境生活部自然環境課】

●主な観光資源（世界遺産、世界ジオパーク）

名称	認定年月日	概要
知床世界自然遺産	平成17年7月17日	流水とともにもたらされる大量のプランクトンを食物連鎖の基礎として、海域と陸域の自然環境が影響し合い、豊かな生態系が形づくられている。
洞爺湖有珠山ジオパーク	平成21年8月22日	糸魚川ジオパーク、島原半島ジオパークとともに、日本で初めて「世界ジオパーク」として登録された。洞爺湖・有珠山周辺は、活火山による大地の移り変わりがふんだんに見られる貴重な場所であり、洞爺湖カルデラや有珠山などに代表される地質遺産や、雄大で美しい自然遺産、さらに縄文遺跡などの歴史遺産など、多くの見どころがある。

【社団法人日本ユネスコ協会連盟、日本ジオパーク委員会】

●主な観光資源（北海道遺産）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
稚内港北防波堤ドーム	稚内市	福山（松前）城と寺町	松前町
宗谷丘陵の周氷河地形	稚内市	五稜郭と箱館戦争の遺構	函館市など
天塩川	流域市町村	函館山と砲台跡	函館市
留萌のニシン街道（佐賀番屋、旧花田家番屋、岡田家と生活文化）	留萌地域	函館西部地区の街並み	函館市
増毛の歴史的建物群（駅前歴史的建物群と増毛小学校）	増毛町	路面電車	函館市、札幌市
旭橋	旭川市	静内二十間道路の桜並木	新ひだか町
土の博物館「土の館」	上富良野町	モール温泉	音更町など
雨竜沼湿原	雨竜町	螺湾（らわん）ブキ	足寄町
北海幹線用水路	空知地域	旧国鉄土幌線コンクリートアーチ橋梁群	上士幌町
空知の炭鉱関連施設と生活文化	空知地域	霧多布湿原	浜中町
石狩川	流域市町村	摩周湖	弟子屈町
江別のれんが	江別市	根釧台地の格子状防風林	中標津町など
北海道大学 札幌農学校第2農場	札幌市	野付半島と打瀬舟	別海町、標津町
開拓使時代の洋風建築(時計台、豊平館、清華亭など)	札幌市	ワッカノ小清水原生花園	北見市、小清水町
札幌苗穂地区の工場・記念館群	札幌市	ピアソン記念館	北見市
小樽みなとと防波堤	小樽市	森林鉄道蒸気機関車「雨宮21号」	遠軽町
ニッカウキスキー余市蒸留所	余市町	オホーツク沿岸の古代遺跡群	網走地域
積丹半島と神威岬	積丹半島	流氷とガリンコ号	紋別市など
京極のふきだし湧水	京極町	屯田兵村と兵屋	北海道各地
スキーとニセコ連峰	ニセコ地域	北海道の馬文化（ぼん馬、日高のサラブレッドなど）	北海道各地
北限のブナ林	黒松内町	アイヌ語地名	北海道各地
昭和新山国際雪合戦大会	壮瞥町	アイヌ文様	北海道各地
登別温泉地獄谷	登別市	アイヌ口承文芸	北海道各地
内浦湾沿岸の縄文文化遺跡群	函館市、伊達市など	サケの文化	北海道各地
姥神大神宮渡御祭と江差追分	江差町	北海道のラーメン	北海道各地
上ノ国の中世の館（たて）	上ノ国町	ジンギスカン	北海道各地

【北海道総合政策部地域づくり支援局】

●観光圏の状況

【国の観光圏整備法に基づき認定された観光圏】

名称	対象市町村	認定時期	キーコンセプト
富良野・美瑛広域観光圏	富良野市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村	平成20年度	「ちょっと暮らすように旅をする～ふらのびえい田園休暇街道」
さっぽろ広域観光圏	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村	平成21年度	「都会派も、自然派も、ようこそ！さっぽろ圏」
知床観光圏	斜里町、羅臼町、標津町、清里町	平成21年度	「さらなる未知へさそう旅」
はこだて観光圏	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町	平成22年度	「食は“函館・北海道”に在り～今だけ、ここだけの旅三昧・食三昧～」
釧路湿原・阿寒・摩周観光圏	釧路市、弟子屈町	平成22年度	「自然と共生し、世界と交流する観光のくにづくり」
北海道登別洞爺広域観光圏	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町、白老町	平成23年度	「地球とのコミュニケーション 火山文化とアイヌ文化を世界に」

【国土交通省観光庁】

●外国人観光客の受入体制（ビジットジャパン案内所）

	案内所名	住 所	電話番号
1	カッコウの窓口	〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター4階	011-211-3341
2	札幌国際プラザ	〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西3丁目 札幌MNビル1階	011-211-3678
3	北海道さっぽろ観光案内所	〒060-0806 北海道札幌市北区北6条西4丁目 JR札幌駅西コンコース北口	011-213-5088
4	新千歳空港駅 JRインフォメーションデスク	〒066-0012 北海道千歳市美々 新千歳空港ターミナル内	0123-45-7001
5	支笏湖ビジターセンター	〒066-0281 北海道千歳市支笏湖温泉番外地	0123-25-2404
6	千歳駅観光案内所	〒066-0062 北海道千歳市千代田町7丁目1789-3ペウレ千歳2階	0123-24-8818
7	洞爺湖温泉観光協会	〒049-5721 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142	0142-75-2446
8	登別観光案内所	〒059-0551 北海道登別市登別温泉町60	0143-84-3311
9	七飯町大沼国際交流プラザ	〒041-1354 北海道亀田郡七飯町字大沼町85-15	0138-67-2170
10	函館市観光案内所	〒040-0063 北海道函館市若松町12-13 JR函館駅構内	0138-23-5440
11	B & B ペンションはこだて村	〒040-0053 北海道函館市末広町16-12	0138-22-8105
12	美幌観光物産協会	〒092-0015 北海道網走郡美幌町字新町3丁目 JR美幌駅舎内	0152-73-2211
13	阿寒観光案内所	〒085-0467 北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉2-6-20	0154-67-3200
14	旭川観光情報センター	〒070-0030 北海道旭川市宮下通8丁目	0166-26-6665
15	富良野・美瑛広域観光センター	〒076-0025 北海道富良野市日の出町1-30	0167-23-3388
16	富良野・美瑛広域観光国際センター	〒076-0034 北海道富良野市北の峰町18-1 北の峰ターミナル内	0167-22-5777

【日本政府観光局（JNTO）】

●航空路線別輸送実績

(道内主要空港－東京)

(人・席)

	東京－札幌			東京－釧路			東京－函館		
	輸送人員	提供座席数	座席利用率	輸送人員	提供座席数	座席利用率	輸送人員	提供座席数	座席利用率
平成12年度	8,982,063	13,797,692	65.1%	530,830	923,922	57.5%	1,398,429	2,282,289	61.3%
平成13年度	9,367,334	13,843,828	67.7%	552,078	899,046	61.4%	1,496,330	2,310,009	64.8%
平成14年度	9,610,996	14,478,653	66.4%	583,626	934,697	62.4%	1,597,008	2,590,489	61.6%
平成15年度	9,254,968	14,400,944	64.3%	558,281	889,647	62.8%	1,493,042	2,507,370	59.5%
平成16年度	9,110,058	13,788,037	66.1%	561,653	940,418	59.7%	1,365,129	2,044,501	66.8%
平成17年度	9,116,492	13,869,602	65.7%	577,102	945,328	61.0%	1,289,554	1,930,505	66.8%
平成18年度	9,804,267	14,756,435	66.4%	570,886	924,825	61.7%	1,248,703	1,768,172	70.6%
平成19年度	9,721,714	14,404,657	67.5%	541,975	850,557	63.7%	1,182,096	1,741,606	67.9%
平成20年度	9,458,392	14,116,933	67.0%	502,597	842,211	59.7%	1,115,631	1,645,133	67.8%
平成21年度	9,037,102	13,930,650	64.9%	483,155	798,454	60.5%	1,051,949	1,528,747	68.8%
平成22年度	8,826,293	13,197,618	66.9%	474,199	712,567	66.5%	1,047,659	1,525,772	68.7%

	東京－旭川			東京－女満別			東京－帯広		
	輸送人員	提供座席数	座席利用率	輸送人員	提供座席数	座席利用率	輸送人員	提供座席数	座席利用率
平成12年度	735,004	1,286,226	57.1%	498,760	875,741	57.0%	525,311	853,287	61.6%
平成13年度	769,605	1,236,837	62.2%	512,488	802,649	63.8%	558,245	842,582	66.3%
平成14年度	804,622	1,253,901	64.2%	528,089	844,228	62.6%	554,744	845,219	65.6%
平成15年度	817,050	1,325,623	61.6%	503,609	852,870	59.0%	517,457	843,812	61.3%
平成16年度	845,268	1,291,603	65.4%	501,286	820,964	61.1%	503,029	842,134	59.7%
平成17年度	888,488	1,345,060	66.1%	505,234	801,783	63.0%	520,026	841,376	61.8%
平成18年度	940,445	1,304,274	72.1%	577,287	1,003,309	57.5%	527,648	823,514	64.1%
平成19年度	908,920	1,284,480	70.8%	501,671	812,841	61.7%	524,672	808,764	64.9%
平成20年度	1,017,974	1,597,611	63.7%	481,551	772,986	62.3%	501,957	819,973	61.2%
平成21年度	935,963	1,431,169	65.4%	460,833	720,736	63.9%	492,872	826,218	59.7%
平成22年度	878,093	1,316,247	66.7%	419,249	589,504	71.1%	470,005	745,172	63.1%

(道内主要空港－大阪・関西・神戸)

(人・席)

	大阪・関西・神戸－札幌			大阪・関西－釧路			大阪・関西－函館		
	輸送人員	提供座席数	座席利用率	輸送人員	提供座席数	座席利用率	輸送人員	提供座席数	座席利用率
平成12年度	2,687,461	4,148,974	64.8%	56,546	107,619	52.5%	307,008	537,748	57.1%
平成13年度	2,802,456	3,930,647	71.3%	72,391	105,893	68.4%	361,742	564,696	64.1%
平成14年度	2,877,920	4,216,637	68.3%	67,874	106,572	63.7%	304,096	482,081	63.1%
平成15年度	2,566,375	3,895,492	65.9%	68,177	124,805	54.6%	273,995	429,100	63.9%
平成16年度	2,378,093	3,586,992	66.3%	71,219	124,874	57.0%	249,314	350,628	71.1%
平成17年度	2,323,207	3,256,704	71.3%	40,627	61,697	65.8%	221,886	313,556	70.8%
平成18年度	2,371,382	3,249,216	73.0%	33,846	50,582	66.9%	234,563	347,738	67.5%
平成19年度	2,426,408	3,660,385	66.3%	37,183	55,877	66.5%	215,736	317,454	68.0%
平成20年度	2,260,435	3,256,251	69.4%	34,518	54,706	63.1%	140,039	180,748	77.5%
平成21年度	2,096,531	2,933,602	71.5%	14,379	28,740	50.0%	72,124	87,980	82.0%
平成22年度	2,039,559	3,012,439	67.7%	10,665	15,017	71.0%	87,381	124,098	70.4%

	大阪・関西－旭川			大阪・関西－女満別			大阪・関西－帯広		
	輸送人員	提供座席数	座席利用率	輸送人員	提供座席数	座席利用率	輸送人員	提供座席数	座席利用率
平成12年度	79,979	138,974	57.5%	95,632	169,641	56.4%	64,002	120,178	53.3%
平成13年度	92,374	135,384	68.2%	118,095	166,861	70.8%	76,402	120,848	63.2%
平成14年度	93,613	143,942	65.0%	107,248	157,973	67.9%	70,417	120,848	58.3%
平成15年度	93,766	145,802	64.3%	163,648	268,505	60.9%	63,647	118,916	53.5%
平成16年度	94,077	137,944	68.2%	124,241	183,741	67.6%	71,378	119,195	59.9%
平成17年度	92,803	136,084	68.2%	137,224	221,259	62.0%	29,010	41,426	70.0%
平成18年度	101,115	135,406	74.7%	141,382	213,830	66.1%	22,414	31,626	70.9%
平成19年度	99,081	138,916	71.3%	127,346	212,017	60.1%	25,258	39,446	64.0%
平成20年度	88,027	130,656	67.4%	108,883	170,178	64.0%	25,602	39,283	65.2%
平成21年度	53,604	78,226	68.5%	22,199	29,461	75.4%	8,124	13,800	58.9%
平成22年度	28,668	42,871	66.9%	19,977	29,280	68.2%	0	0	—

【国土交通省 情報政策本部情報安全・調査課】

●平成23年度地域政策推進事業一覧（観光関連分）

振興局名	事業名	区分	事業期間	事業内容
空知	「醸造用ぶどうと空知産ワインの振興」推進事業	新規	23～25	空知管内における醸造用ぶどう栽培と質の高いワイン造りを行うワイナリー等を総合的に支援していくことによって空知産ワインのブランド化を進めるとともに、空知の食、景観、農業体験といった資源や取組との連携によって、札幌圏等との交流拡大と地域経済の活性化を図る。
	“歩くに見える!!そらちの魅力”発信・発信事業	新規	23～23	「歩く」という観点から、地域の資源を見直し、各市町ごとに作成するフットパス・ルートマップを地域内外に発信することにより、空知の魅力をアピールし、交流の拡大と地域の活性化を図る。
	そらち「『炭鉱（やま）の記憶』で地域づくり」推進事業		21～24	空知産炭地域のかつてない厳しい現状を踏まえ、平成20年度に策定した活性化戦略に基づき、地域一体となって具体的な取組を推進するための「地域づくり推進会議」を開催するとともに、民間主導による「地域マネジメント機能」の構築のため、マネジメントセンターと連携し、空知産炭地域の活性化を図る。
石狩	道央広域観光ルート検討事業		22～23	道央広域連携地域の観光を取り巻く課題・問題点の洗い出しや広域観光ルートの検討を行い、広域的な連携へとシフトさせることにより、地域重点プロジェクトである「北のゲートウェイ道央観光プロジェクト」を推進する。
	在留留学生との連携促進事業	新規	23～24	札幌圏における中国や韓国からの旅行者をさらに増加・定着させるとともに、地域を効果的に売り込むため、ボランティア通訳やアドバイス等が期待できる札幌圏在籍の留学生とのネットワークを構築し、ブログやメルマガによる情報発信や人的交流の充実を図る。
	石狩・空知広域観光推進事業	新規	23～25	旅行者一人ひとりの滞在時間を延ばし、リピーターを増やす取組への転換を図るため、石狩地域と空知地域とが連携し、観光対象となる地域資源の掘り起こしや再発見、それらを有機的に結びつけた新たな観光メニューの開発など、広域観光の取組を進める。
後志	後志景観ステップアップ事業	新規	23～24	「羊蹄山麓景観広告ガイドライン」の普及・活用をモデル地区からさらに広げていくために、地域の景観への機運を高める手法として、街並み景観づくりに取組むとともに、景観の阻害要因である廃屋や空家を解消するためのルールづくりを促進し、国際的観光地である後志地域にふさわしい、より高質な景観形成を図る。
	しりべし国際観光リゾートエリア滞在促進事業	新規	23～23	後志地域の国際観光リゾートエリアとしての更なる発展のため、ニセコエリアをモデルにハブとサテライトの連携の強化によるリゾートエリア全体の魅力アップを図るとともに、通年型リゾートとしてのステップアップのためにオフシーズンの集客力アップに向けた観光資源の磨き上げを行う。
	しりべし「食」ブランド創造・発信事業		22～23	商談・マッチング会による販路拡大や新商品開発、旬の情報発信や札幌でのフェア開催による認知度向上を通じて、しりべしの「食」ブランドの創造、発信を図る。
胆振	いぶり・ひだか発食と観光ブランド化推進事業	新規	23～25	多様な観光資源や食、特産品を有する胆振と日高の両振興局が連携して、それぞれの地域の魅力的な素材を道内外に広くアピールするためのプロモーションを展開することによって、地域への誘客促進を図るとともに、地域産品の売り込みを図る。 また、胆振・日高地域の産品の生産者と地域内外の需要者とのマッチングを行うことにより、地域産品のさらなる販路拡大・取引の活性化を図る。
日高	日高・胆振・十勝地域広域観光推進事業	新規	23～25	全国一の馬産地という他では類を見ない3地域の特徴を最大限に活かし、多様化する観光ニーズへの対応や競争力の高い魅力ある観光圏の形成を図るため、日高・胆振・十勝の3つの振興局等が連携して、各地域の観光資源を広域的にネットワーク化することにより、共通テーマやそれぞれの特徴を活かした広域観光ルートの開発及び一体化した情報の発信を行う。 また、3地域一体となった魅力ある広域観光エリアの形成を図るため、地域の観光資源の発掘等を行い、集客能力の総合的な向上及び滞在型観光への転換を図る。
	馬ひだかウェルカム推進事業		21～23	門別競馬場が平成21年度からホッカイドウ競馬の拠点になったことから、競馬場を核とした管内全体の観光振興など地域活性化を図るため、競馬場における「ひだか特産市」の開催、旅行代理店等に対する門別競馬場や管内周辺地域等の観光PR、管内外の関係者との情報交換を引き続き実施するとともに、中国人旅行者の誘客促進のため、受け入れ体制の整備を行う。また、門別競馬場を管内観光の中核的な地域資源として、非開催日における施設の活用を含む情報発信機能の検討・推進を行う。
	馬文化地域定着促進事業		22～23	日高地域特有の「馬文化」をより地域に根ざしたもので、誇れるものとして定着させ、個性的で魅力ある地域づくりにつなげる。
渡島	北海道新幹線開業に向けた広域観光推進事業	新規	23～25	平成22年度の東北新幹線・新青森駅開業、平成27年度の北海道新幹線開業により新たな時代の幕開けを迎える道南地域への誘客を一層促進するため、青森や後志地域を視野に入れた道南の広域観光を推進する。
	おしま授産製品パワーアップサポート事業	新規	23～25	渡島管内で生産されている授産製品の販路を拡大し、障がい者の工賃アップと就労支援を進めるため、課題分析や消費者ニーズ把握の一環として授産製品の周知や販売の場を設け、その意見等を元に新たな販売方や商品開発に加え、平成27年度の北海道新幹線開業で増加が予測される観光客等への販路開拓や製品のイメージアップ策を戦略的に検討し、商品力や販売力の向上を図る。
	道南食のブランドづくり事業		21～23	平成27年度の北海道新幹線開業を見据え、地域の特性や優位性を生かした良質な道南の食の魅力を開業後の道南経済の活性化や地域の飛躍に結びつけていくため、道南地域の食材の可能性を幅広く発掘するとともに、他地域との差別化を図るための食品バイヤー、流通関係者等との意見交換やアドバイスによる製品の磨き上げ、販路拡大に向けた取組を図る。
	道南「さかなの惣菜」創作事業		21～23	道南の水産物の消費拡大と、様々な場面において食や水産業・漁村に関する理解を深め、安全な食べ物を選択する能力や望ましい食習慣を身につける「食育」を推進するため、道南の水産物を使った「さかなの惣菜」の料理コンテンツを実施するとともに、コンテンツの商品化を支援する。
	縄文文化・地域の魅力再発見事業		22～24	管内の縄文遺跡の世界遺産登録や「北の縄文文化回廊づくり」に向けた地域レベルの気運を高めるとともに、この地域に数千年前に存在した遺跡や文化の魅力、素晴らしさを再発見し、未来に向かって永く地域が継承し、観光資源として活用していくため、関係市町等関係機関とその方策を検討するとともに、地域住民の認知・理解を進める体験や観光分野への展開、これら地域の取組を支える人づくりに取り組む。

振興局名	事業名	事業期間	事業内容
檜山	ひやま食と観光推進事業	新規 23～25	平成27年度の北海道新幹線開業を見据え、その効果が管内全体に享受できるよう管内の農水産物や観光資源を活かし、「食」と「観光」の振興を図り、特産品の販路拡大や観光客の誘客促進に繋げる。
上川	かみかわ「食べものがたりブランド」促進事業	新規 23～25	平成22年度実施のかみかわ「食べものがたり」発掘発信事業（緊急雇用創出事業）の成果を踏まえ、上川地域の魅力向上を目的に、食べものがたり食材・商品のブランド化、及び更なる磨き上げを行うとともに、優れた特産品と豊富な観光資源をタイアップした各種PR事業により上川地域の知名度向上による観光客の入込増を目指す。
	「大雪の恵み・カムイミントラ」地域連携事業	21～23	観光好機を捉えた「地域資源」の情報発信、安心安全で美味しい「食」の活用促進など、大雪の「恵み」や「魅力」を活用した事業を展開することにより、地域イメージの定着と地域産業の振興を図る。
留萌	留萌健康産業創出総合推進事業	新規 23～24	留萌地域は、豊かな農水産物資源や、るもいコホートピア構想のような特色ある健康づくりなど、健康産業発展の可能性を有していることから、これら留萌の特徴である「食と健康」の基盤強化を図り、取組の芽に対する支援を総合的に推進することで、留萌独自の地域に根ざした健康産業を創出する。
宗谷	彩北そうや「食」と「観光」地域ネットワークづくりプロジェクト事業	22～23	魅力ある地域づくりを図るとともに観光客の誘致を促進するため、「食」と「観光」を核とした人的地域ネットワークを構築し、ネットワークを活用した地域協働の取組を推進する。
	宗谷・サハリン交流活性化推進事業	22～23	宗谷地域とサハリン州との経済・観光交流のより一層の活性化を推進することにより、サハリン州との相互理解の促進を図るとともに、宗谷地域の発展を図る。
オホーツク	ひがし北海道観光ブランド推進事業	新規 23～24	観光客の動態を踏まえ、広域的な視点で、ひがし北海道（オホーツク、十勝、釧路、根室）における観光地ブランド力を高めるため、自然環境・景観・食を柱とした「ひがし北海道ブランド」の確立に向け、モデルルート整備や受入体制の整備等の取組を通じ、訪日外国人観光客、国内の道外観光客の増加を図る。
	オホーツク「食」の地域ブランド形成促進事業	22～24	「オホーツク『食』の地域ブランド形成ネットワーク」（H23.3設置）を中核として、地域の産学官の連携・協働により「オホーツク『食』の地域ブランドの形成・確立に向けて」[H23.3制定]の取組を重点的に推進するため、オホーツク総合振興局内の横断的な推進体制のもとで、地域内の食品・食品関連サービスの高付加価値化及び産業間の多様な連携による食づくり産業の育成・強化を図る事業を集中的かつ総合的に展開する。 【1】オホーツク食の地域ブランド形成ネットワーク推進事業 【2】オホーツク食の魅力伝える観光推進事業 【3】オホーツク『食』の高付加価値化推進事業 (イノベーション・ネットワーク・ホーツク) 【4】オホーツク飼料自給率向上促進事業 【5】オホーツク自給率向上作物定着化向上事業
	オホーツク・エリア・アイデンティティ（オホーツクAI）推進事業	21～23	オホーツク地域の一体感の醸成並びにオホーツクアイデンティティをまとめた統一イメージの形成及び浸透を図り、「オホーツク」という言葉そのものが産業、観光、暮らしなどの各分野の取組に付加価値を与えることをめざす「オホーツクAI」を推進する。
十勝	とちかち魅力発信推進事業	新規 23～24	平成23年秋に道東自動車道が十勝まで全線開通となり、道央圏と接続することを見据え、食、観光をはじめとした十勝の魅力を発信すること等により、交流人口の拡大、地域経済の活性化を図る。
	とちかち「農畜産物」ブランド力アップ促進事業	新規 23～24	品質や安全・安心面において優れている十勝産農畜産物を、十勝の住民はもとより、全道・全国に積極的にアピールするとともに、管内での活用と特産品づくりの促進により、「ブランド力のアップ」を図り、十勝農業・農村の活性化につなげていく。
	日高山脈襟裳国定公園指定30周年記念事業	新規 23～23	日高山脈襟裳国定公園が、平成23年10月に指定30周年を迎えることを記念して、十勝・日高地域の将来を担う子ども達に、その価値や魅力を再認識してもらうことで、貴重な自然の保全と両地域の交流を図る。
釧路	Kushiro Walker拡張現実感ゾーン（仮称）創出検討事業	新規 23～23	双方向による新たな観光需要創出や移住交流の促進を図るため、スマートフォンの「AR（拡張現実）」技術を活用した情報発信・交流システムを通じ、多様な主体が相互に情報発信し、交流できる体感ゾーンの創出に向け、調査検討を行う。
	魅力ある「くしろブランド」創出事業	21～23	釧路地域の自然環境や農水産物などの豊かな地域資源を魅力ある地域ブランドに育てるため、地域住民や産業界など誰もが共感するブランドコンセプトについて合意形成を図るとともに、ブランドコンセプトに基づく新商品・サービスを開発し、戦略的かつ効果的に道内外に情報発信することにより、釧路管内統一の地域ブランドを創出する。
	釧路地域エコツーリズムゾーン形成事業	21～23	釧路・根室地域のラムサール登録湿地など優れた自然環境を背景にした「エコツーリズム」を地域の新たな「観光ブランド」として推進し、広域的な「エコツーリズムゾーン」の形成を進めるため、地域での機運醸成や推進体制の構築検討を行う。
根室	E北海道ねむろのくにほんもの体験観光推進事業	22～23	「オールねむろ」体制のもと、体験観光に関する情報発信、修学旅行等誘致の道外PR、今後増加が予想される東アジアからの観光客の受入体制の整備等を行い、「通過型観光地」から「滞在型観光地」への転換と交流人口の増加を図る。
	E北海道ねむろのくにブランド創出モデル構築事業	新規 23～24	『E北海道ねむろのくにブランド戦略』に基づき、民間主導によるブランド化への取組を確立するため、地域内連携を強化するとともに、『E北海道ねむろのくにネットワーク』と協働して更なる地域イメージの情報発信と、経済効果に繋がる新たな販路開拓モデルを構築する取組を実施する。

【北海道総合政策部地域づくり支援局】

●北海道観光のくにづくり条例(平成13年10月19日 条例第56号)

今、私たちは、自然との共生という考え方、心のゆとりや潤いを求める意識の変化や生活様式の多様性を背景に、互いに支え合い、尊重し合いながら、精神的な豊かさを大切に生きていく時代を迎えている。

観光は、日常生活を離れ、異なる文化や価値観の交流を通して、人々が相互の理解を深め、訪れる人は安らぎや明日への活力を得、迎える人は地域のすばらしさに目覚め、新たな魅力づくりに努める営みであり、心豊かなゆとりある生活を求める私たちにとって、生活の大切な一部となっているとともに、地域にとっても、地域を訪れる人々との交流を通じて経済の活性化につながっているものである。

四季を彩る雄大な自然、新鮮な山海の恵み、人々の暮らしとともに形成された景観やおおらかな気風が漂う、恵み豊かな北の大地は、人々の心を潤し、活力や感動を与えてくれる憧(あこが)れの地として、国内外から高い評価を得るようになった。

こうした優位性や地域の個性を生かしつつ、北海道を誰もが安心して快適に滞在することができる国際的にも通用する観光地とするよう取り組み、観光にかかわる産業を北海道経済のリーディング産業とすることは、自主的かつ自律的な北海道の形成につながるものである。

先人から受け継いだ北海道の豊かで優れた環境を大切に守りながら、道民のみならず、北海道を訪れるすべての人がその豊かさを享受できるように観光の振興に努めることは、私たちの重要な役割であり、それぞれの地域が観光の意義と可能性を認識し、地域を愛するすべての者が協働し、知恵を出し合いながら観光のくにづくりを進めていくことが必要である。

このような考え方に立って、道民の総意として観光の振興に取り組むため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、観光の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現及び北海道経済の発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 観光の振興は、道民、観光事業者、観光関係団体及び行政機関が協働し、次に掲げる事項を基本として、道民及び観光客が共に楽しめる地域の特性を生かした個性豊かな観光地を形成するとともに、観光にかかわる産業を地域経済を牽引する産業とすることを旨として、推進されなければならない。

- (1) 自然、景観等の環境の保全に配慮しながら、それらの魅力を十分に活用すること。
- (2) 豊かな自然にはぐくまれた食材及び食文化の魅力(以下「食の魅力」という。)を生かすこと。
- (3) 高齢者、障害者、外国人等すべての人々が安心して快適に観光ができるよう配慮すること。

(道の責務)

第3条 道は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、観光の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、観光の振興を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が参画する広域的な観光振興に関し総合調整を行うとともに、市町村相互の連携を図られるよう努めるものとする。

(道民の役割)

第4条 道民は、基本理念にのっとり、観光客を温かく迎えるよう努めるとともに、地域の観光資源を活用した観光地づくりに参画するよう努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第5条 観光事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うよう努めるものとする。
2 観光事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地域その他産業との連携に配慮するものとする。

(観光関係団体の役割)

第6条 観光関係団体は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うよう努めるものとする。
2 観光関係団体は、ホスピタリティ（観光客を温かく迎える接遇をいう。）の向上、観光客の誘致等に積極的に取り組む等観光の振興に貢献するよう努めるものとする。

第2章 観光の振興に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 道は、次に掲げる基本方針に基づき、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 道民、観光事業者、観光関係団体及び行政機関が協働して行う取組を促進すること。
- (2) 環境を保全し活用する取組を促進すること。
- (3) 食の魅力を生かした取組を促進すること。
- (4) 観光客が安心して快適に観光を行うことができる環境づくりを促進すること。
- (5) 観光にかかわる産業の発展のための取組を促進すること。
- (6) 国内及び海外からの観光客の誘致を促進すること。
- (7) 観光に関する普及啓発及び学習機会の確保を図ること。
- (8) 観光に関する基礎的データの収集及び調査を実施すること。

(観光の振興に関する基本的な計画)

第8条 知事は、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本的な計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

- 2 計画は、観光の振興に関する道の施策並びに道民、観光事業者及び観光関係団体の行動の指針について定めるものとする。
- 3 計画は、観光の振興に関する適切な目標について定めるものとする。
- 4 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道観光審議会の意見を聴かななければならない。
- 6 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 前3項の規定は、計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第9条 道は、観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 北海道観光審議会

(設置)

第10条 北海道における観光の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道観光審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第11条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、観光の振興に関する重要事項を調査審議すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、観光の振興に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第12条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第13条 委員及び特別委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第14条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第16条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第17条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 北海道観光審議会条例（昭和36年北海道条例第42号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の北海道観光審議会条例第3条第2項の規定により北海道観光審議会の委員又は特別委員に任命されている者は、第13条第1項の規定により委員又は特別委員に任命された者とみなし、その任期は、委員にあっては同条第2項の規定にかかわらず平成14年12月14日までとし、特別委員にあっては同条第4項の規定にかかわらず同年3月31日までとする。
- 4 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

●北海道観光のくにづくり行動計画（平成20年3月）

～とものつくろう 地域が輝く感動のくに・北海道～（概要）

○はじめに

観光の意義、役割など、観光振興の基本的な考え方

○計画の基本的な考え方

- ・「北海道観光のくにづくり条例」第8条に基づく観光振興に関する基本的な計画
- ・新・北海道総合計画の特定分野別計画
- ・「観光立国推進基本法」の基本理念などを踏まえ策定
- ・計画期間は平成20年度から平成24年度までの5年間

○北海道観光を取り巻く状況と課題

（1）国の動向

「観光立国推進基本法」施行、「観光立国推進基本計画」策定など

（2）北海道観光の現状と課題

観光入込客数の推移、観光消費と経済効果、観光振興による地域経済の活性化
北海道観光の満足度、旅行目的の多様化・観光形態の変化、
人口減少・高齢化社会の到来と交流人口の拡大、新しい観光振興推進組織の設立
環境と共生する観光、質の高い観光地

○計画の目標

- 1 環境と共生する観光
- 2 地域の資源を生かした観光振興
- 3 観光振興による地域と経済の活性化

《目標数値(平成24年度)》

□観光入込客数（実人数）	6,500万人
	（うち道内客5,600万人 うち道外客900万人）
□外国人の来道者数（実人数）	110万人
□観光消費額	道内客(1世帯あたり)9,200円 道外客(1人あたり)68,000円
□道外観光客が道内観光に際し食事において満足したとする割合	80.0%
□道外観光客が道内観光に際し受けたサービスに対し満足したとする割合	80.0%
□体験型観光を目的として訪れる道外観光客の割合	8.0%

※観光統計について

- ・「宿泊旅行統計調査」、「旅行・観光消費動向調査」について調査項目の追加等を検討中
- ・日帰り旅行について、自治体が採用可能な共通基準を策定し平成22年から調査実施
- ・国の動向を踏まえ、観光入込客数、観光消費や経済波及効果及び満足度などの観光統計の整備、充実について検討を行い、次期計画の目標設定などに反映

○観光振興に向けた行動指針

5つの柱立ての下に、地域の自然や食、歴史、文化などを大切にしながら、様々な結びつきを深めることによって、地域の活性化を実現していくための行動を具体的に例示

- 〔 ①地域にこだわる、②おもてなしの心で迎える、③みんながつながる、
④地域の魅力を発信する、⑤地域経営を意識する 〕

○観光振興に関する道の主な施策

計画の目標の達成に向け、計画期間内に道が進める主な施策

- 〔 ①自然環境と共生する観光地づくり、②地域の個性を生かした魅力ある観光地づくり、
③食の魅力を生かした観光地づくり、④安心・快適な受入環境づくり、
⑤国内外からの誘客促進、⑥観光振興のための基盤づくり 〕

○推進体制

観光事業者、観光関係団体を含むすべての道民が連携・協働した様々な取組、活動により魅力ある観光地づくりを進める

- ・ 北海道観光戦略会議や社団法人北海道観光振興機構との連携・協力
- ・ 地域観光戦略会議など地域の観光振興に携わる組織・団体との連携・協力
- ・ 国などとの連携・協力

●北海道観光審議会委員名簿(平成23年12月13日現在)

氏名	所属及び職名	備考
市岡 浩子	札幌国際大学観光学部 教授	
岩崎 友雄	(社)北海道バス協会 専務取締役	
岡西 昭子	(株)グランビスタ ホテル&リゾート 札幌グランドホテル 宿泊副支配人	
小栗 美恵	(有)ファーム花茶 代表	
落合 周次	(社)日本旅行業協会 北海道支部長 (株)日本旅行北海道 代表取締役社長	
北垣 威史	秩父別観光振興(有)代表取締役	公募委員
小磯 修二	釧路公立大学 学長 地域経済研究センター センター長	
坂本 昌彦	一般社団法人北海道体験観光推進協議会 代表理事	
島田 修	北海道旅客鉄道(株)常務取締役 鉄道事業本部 副本部長	
張 相律	(株)北海道チャイナワーク 代表取締役	
野口 秀夫	(社)北海道観光振興機構 副会長 野口観光(株)代表取締役社長	
林 文昭	(社)日本ホテル協会 北海道支部長 (株)北海道ホテル 代表取締役社長	
吉田 聡子	(株)桐光クリエイティブ 代表取締役社長	
渡辺 俊隆	札幌エアラインズ・アソシエーション 会長 全日本空輸(株) 執行役員札幌支店長	